

平成30年10月18日

第11回労働政策審議会人材開発分科会 参考資料2

一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座の 考え方について

一般教育訓練給付の拡充に関する各種政府決定

「人づくり革命 基本構想」 （平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）（抄）

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない。

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、**一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。**特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 （平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

（1）人材への投資

④ リカレント教育

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、**一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。**特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み（単位累積加算制度）の活用を積極的に進める。

「未来投資戦略2018」 （平成30年6月15日閣議決定）（抄）

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

（3）新たに講ずべき具体的施策

iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大

- ・「ITリテラシー」の習得等が促進されるよう、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、一般教育訓練給付の給付率を引き上げるなど教育訓練給付の拡充による重点的な支援を行う。

一般教育訓練給付金の概要

趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。ただし、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給した場合は支給されない。

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大20年）以内にある者

（注1） 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大19年間）を加算することができるというもの。

（支給実績）

	受給者数（人）		平均支給額（円）		支給金額（千円）	
		（前年度比）		（前年度比）		（前年度比）
平成25年度	135,944	4.4	34,126円	△ 2.8	4,639,246	1.5
平成26年度	121,056	△11.0	37,072円	8.6	4,487,765	△ 3.3
平成27年度	120,117	△0.8	36,963円	△ 0.3	4,439,910	△ 1.1
平成28年度	111,790	△6.9	37,838円	2.4	4,229,898	△4.7
平成29年度	99,978	△10.6	38,084円	0.7	3,807,560	△10.0

（注1）支給金額は業務統計値である。

一般教育訓練給付の対象講座の指定基準(概要)

○訓練内容等

- ① 公的職業資格(※1)又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの。
- ② ①に準じ、訓練効果の客観的な測定が可能であるもの(※2。主に、いわゆる民間資格の取得を目標とする講座を想定。)
※趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練は除く。

○訓練期間等

- ① 通学制：訓練期間が1ヶ月以上1年以内かつ訓練時間が50時間以上
- ② 通信制：訓練期間が3ヶ月以上1年以内
※ただし、大学院修士・博士課程や、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得等できる課程等については、3年以内かつ下限を適用しない。

○訓練実績

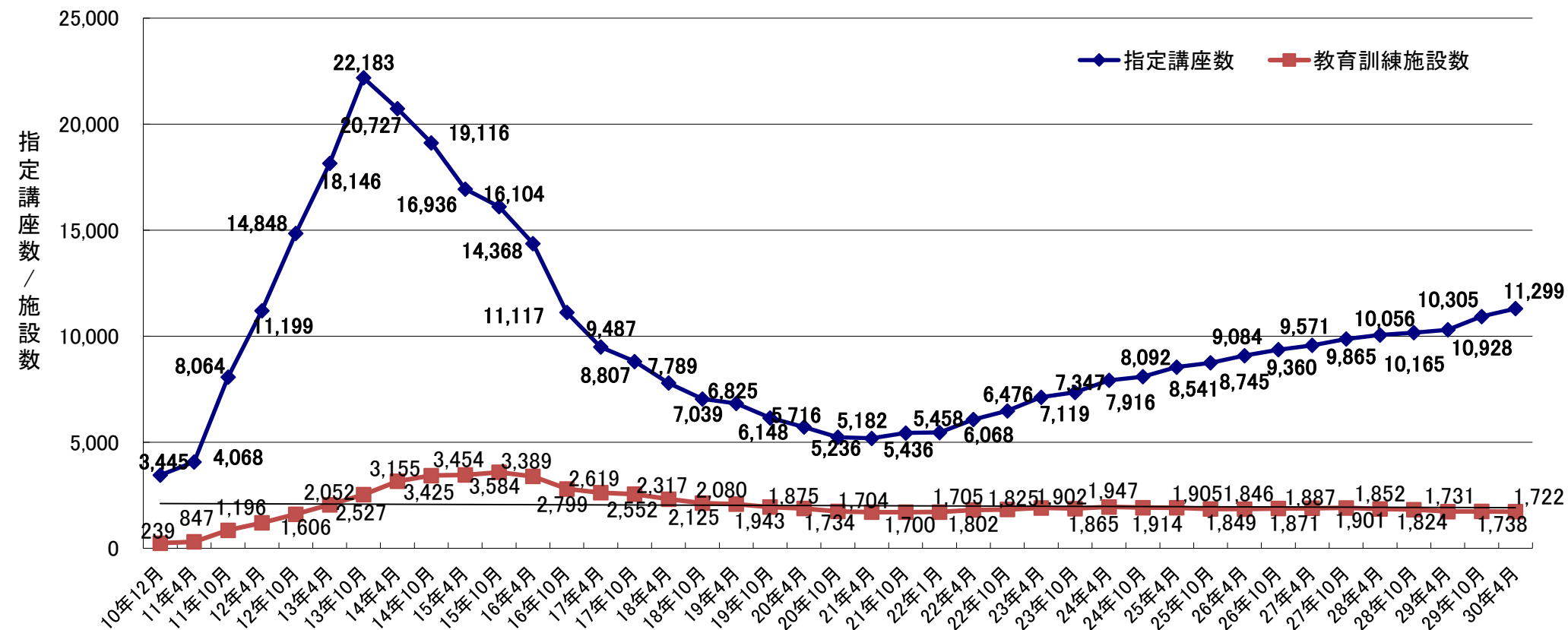
- ① 訓練内容、目標及び修了認定基準等が明確に設定されていること。
- ② 最近の年度において、同じ課程の教育訓練の実施実績があること。
- ③ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められること。(目標資格の資格試験等の受験率が50%以上、合格率が受験者全体の平均合格率の80%以上)

(※1) 資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するもの。

(※2) 訓練効果の客観的な測定

訓練効果の客観的な測定が可能であり、受講修了者の知識・技能の習得度の客観的把握を適切に行い得る評価制度が設けられていること。当該評価制度の公開性、実績、規模を考慮。

一般教育訓練給付の対象講座数の推移



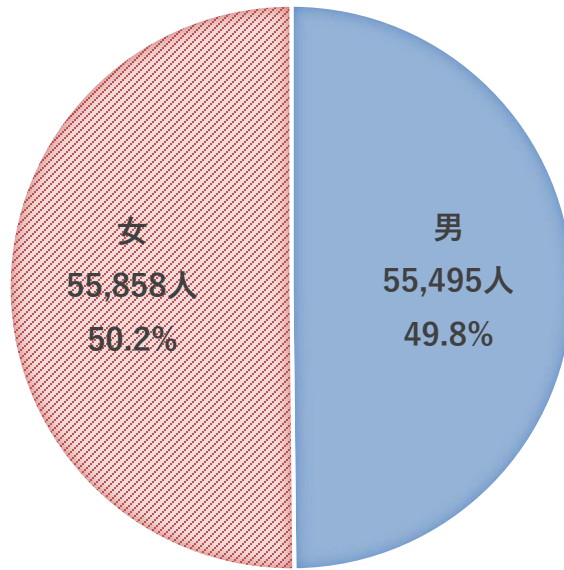
指定基準等の主な変更点

- 平成11年6月
- 平成13年9月～平成13年11月
- 平成14年11月
- 平成15年11月
- 平成18年4月
- 平成21年4月

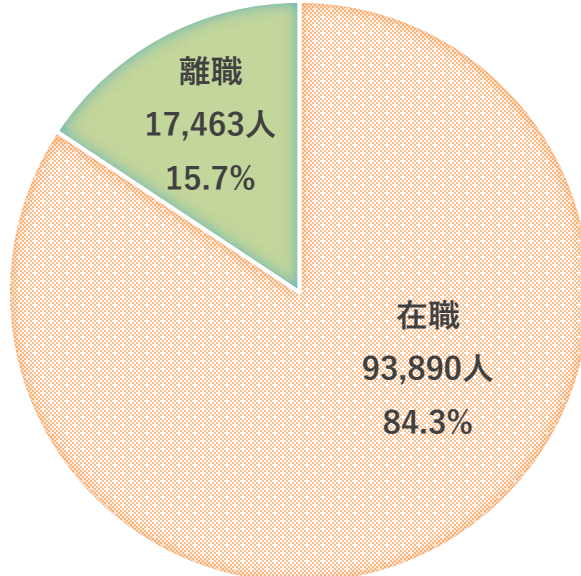
指定基準改正: 大学院修士課程(夜間、通信課程)を指定対象に追加
 講座内容の見直し: 高等教育普通課程以上の内容を指定対象に
 大学院課程の指定範囲拡大: 夜間開講要件の撤廃等
 英語講座見直し: 英検準2級、TOEIC470点以上→準1級、TOEIC650点以上へ
 OA関係講座見直し: MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)一般→上級以上へ
 指定基準改正: 販売活動の適正化、受講料設定の適正化、目標資格の受験状況、結果の把握
 語学講座見直し: 英語以外の語学講座→英検2級相当以上へ
 指定基準改正: 公的職業資格について基準の緩和(下限の撤廃、上限2年→3年)

一般教育訓練給付の受給者の属性

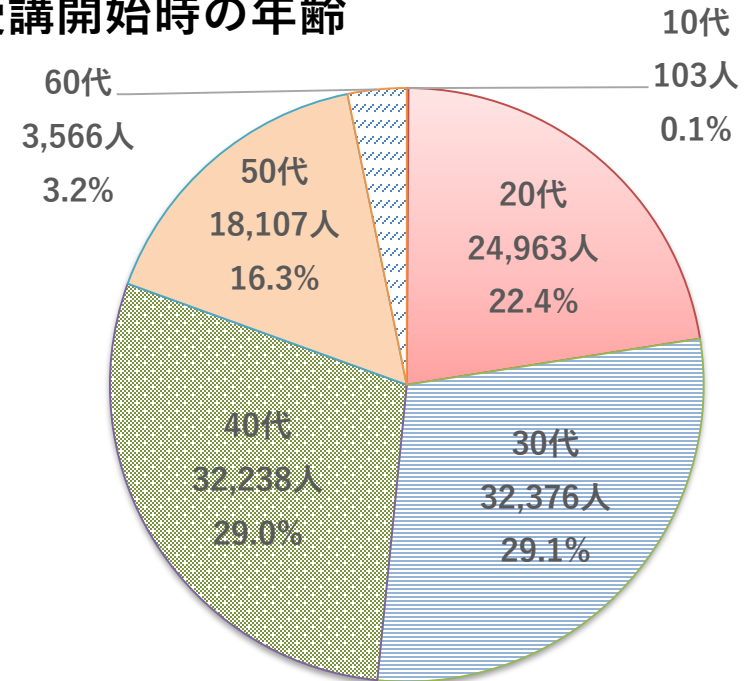
性別



受講開始時の就業状況



受講開始時の年齢

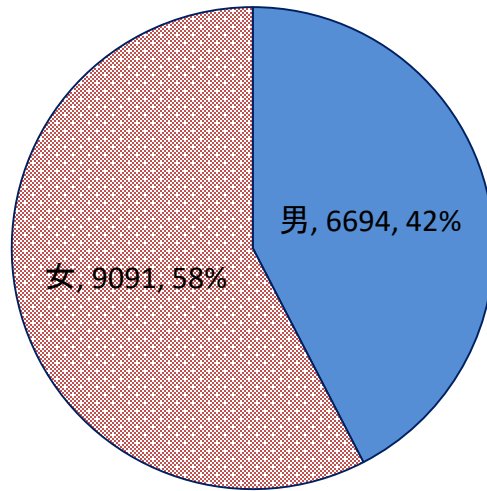


出典：雇用保険業務統計値より作成（一般教育訓練を平成28年度に修了し、一般教育訓練給付を受給した者111,353名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施）

(参考) 専門実践教育訓練給付の受給者の属性

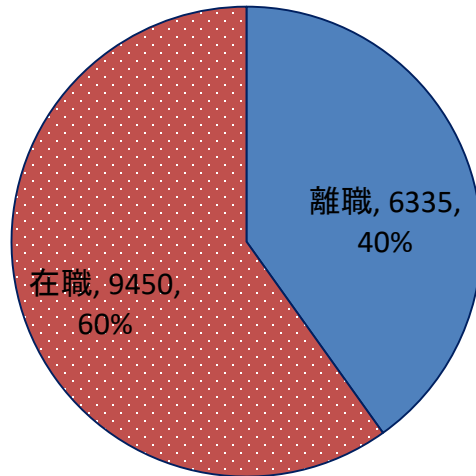
〈 再掲: 第7回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3 4. 専門実践教育訓練の受講・受給状況 〉

性別

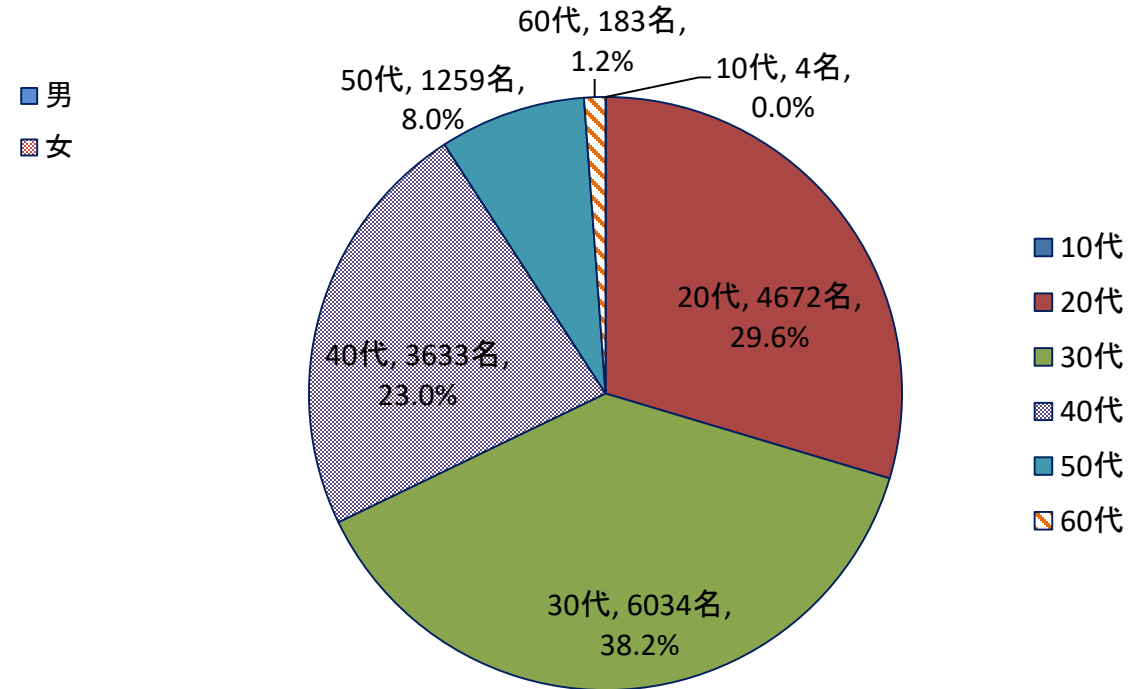


計 15,785名

受講開始時の就業状況



受講開始時の年齢



出典: 雇用保険業務統計値より作成(制度創設時～平成29年9月末時点までに専門実践教育訓練給付を受給した者15,785名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施)

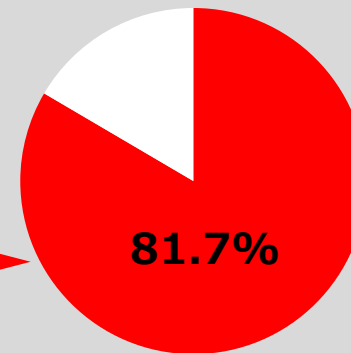
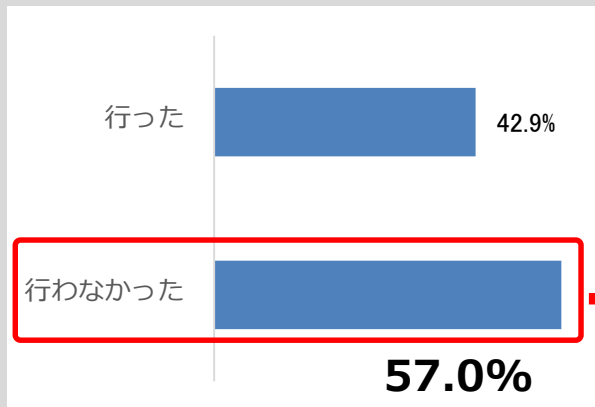
「個人による主体的な学び直しの支援」の拡充の必要性

自己啓発（※）を行った者の割合

自己啓発を行わなかった者のうち、
「自己啓発に問題を感じる」者の割合

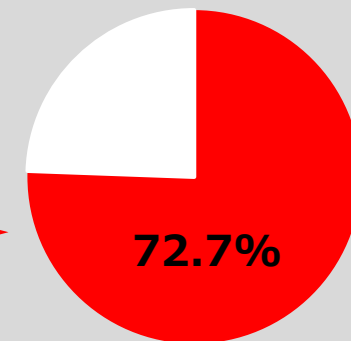
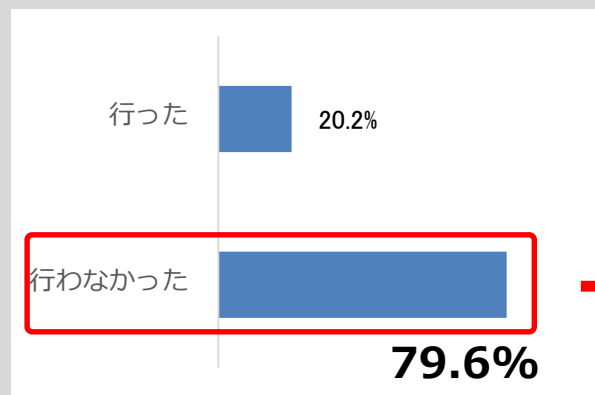
具体的な問題点（上位）（※複数回答）

正社員



仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない	54.9%
費用がかかりすぎる	25.9%
どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なのかわからない	25.1%

正社員以外



仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない	38.3%
家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない	36.1%
費用がかかりすぎる	26.9%

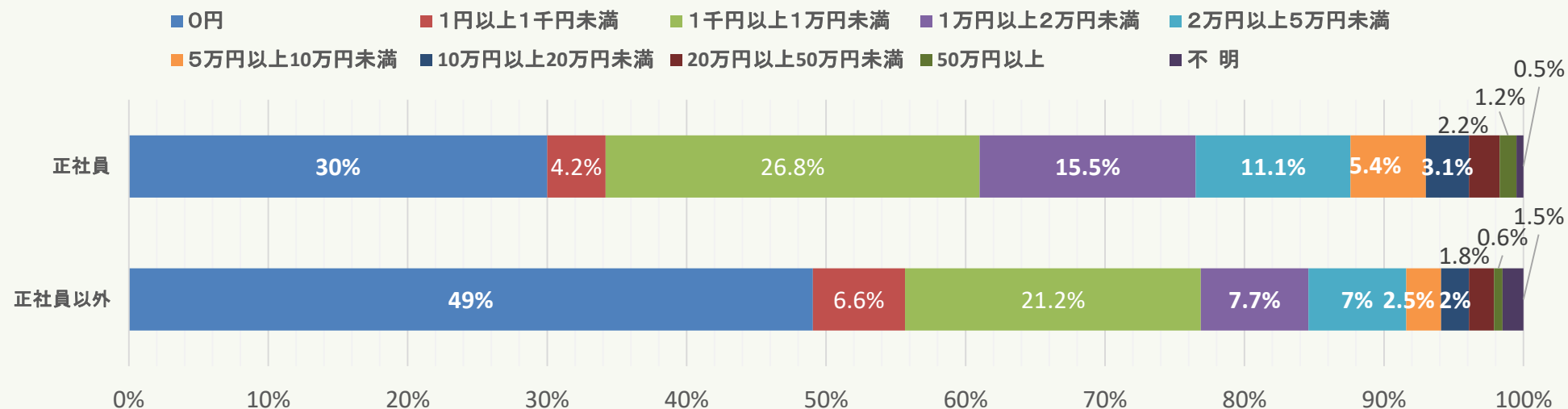
※出典：平成29年度「能力開発基本調査」（厚生労働省）

※自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動。
（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない）

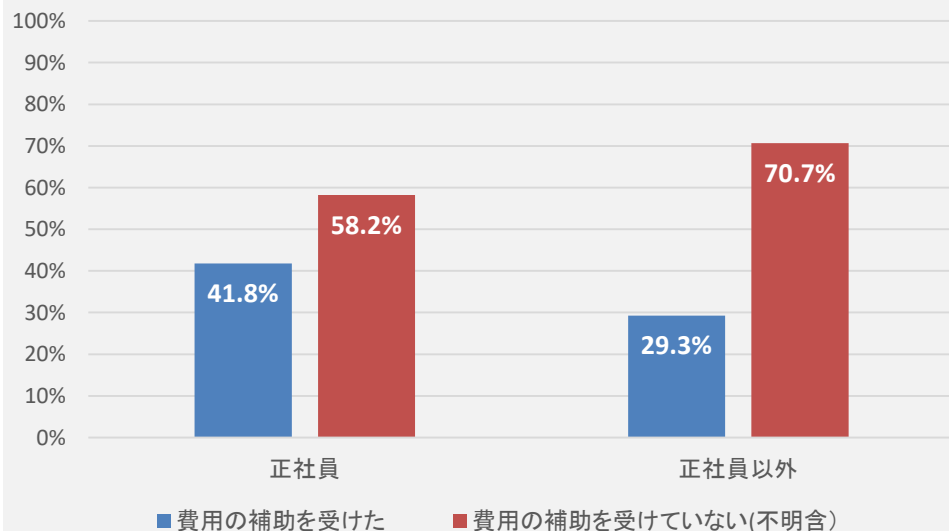
自己啓発のうち自己負担や企業負担①

個人調査

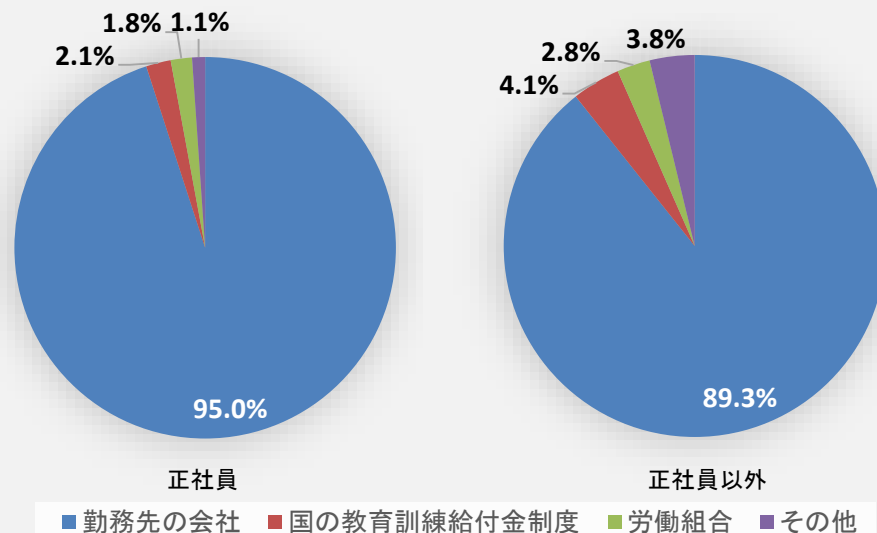
自己啓発を行った者の費用負担額



自己啓発にかかった費用の補助の有無



自己啓発にかかった費用の補助があった者における補助主体

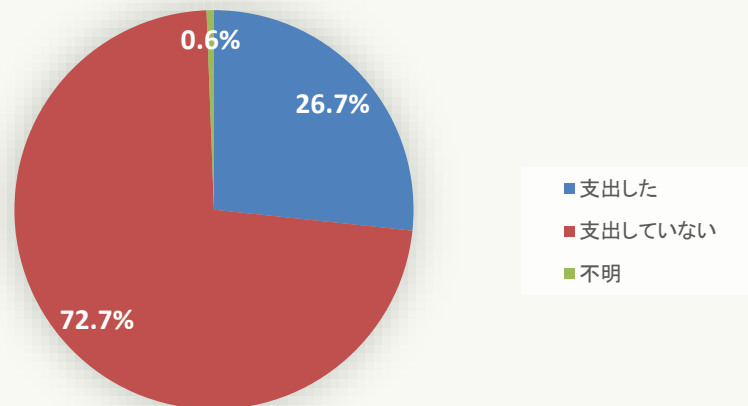


※出典：平成29年度「能力開発基本調査」（厚生労働省）

自己啓発のうち自己負担や企業負担②

企業調査

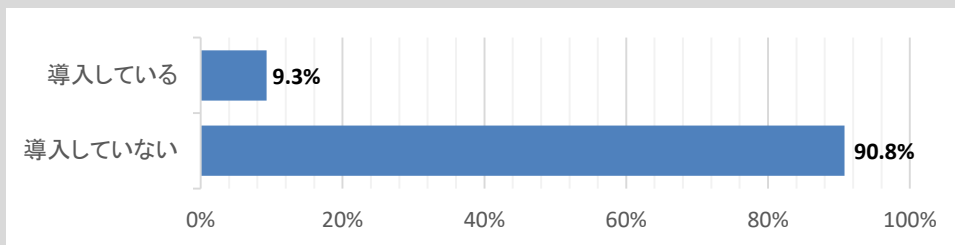
個人の自己啓発支援に対する支出の有無



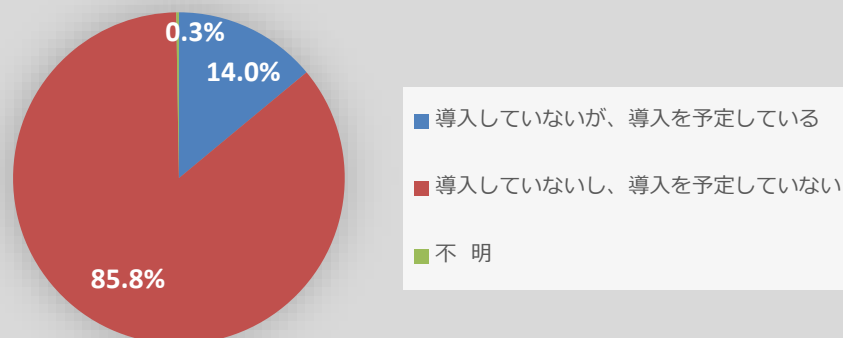
自己啓発支援に支出した費用

1社当たり平均額	140.1万円
労働者1人当たり平均額	0.4万円

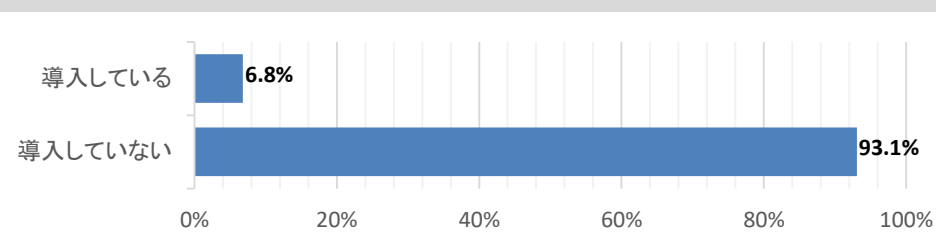
教育訓練休暇制度の導入



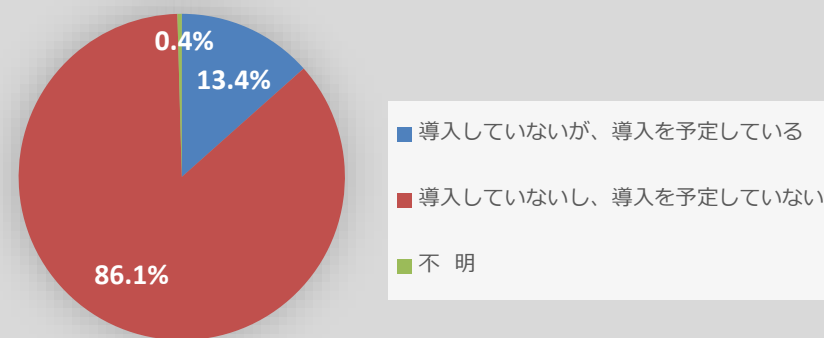
教育訓練休暇制度未導入企業における今後の導入予定



教育訓練短時間勤務制度の導入



教育訓練短時間勤務制度未導入企業における今後の導入予定

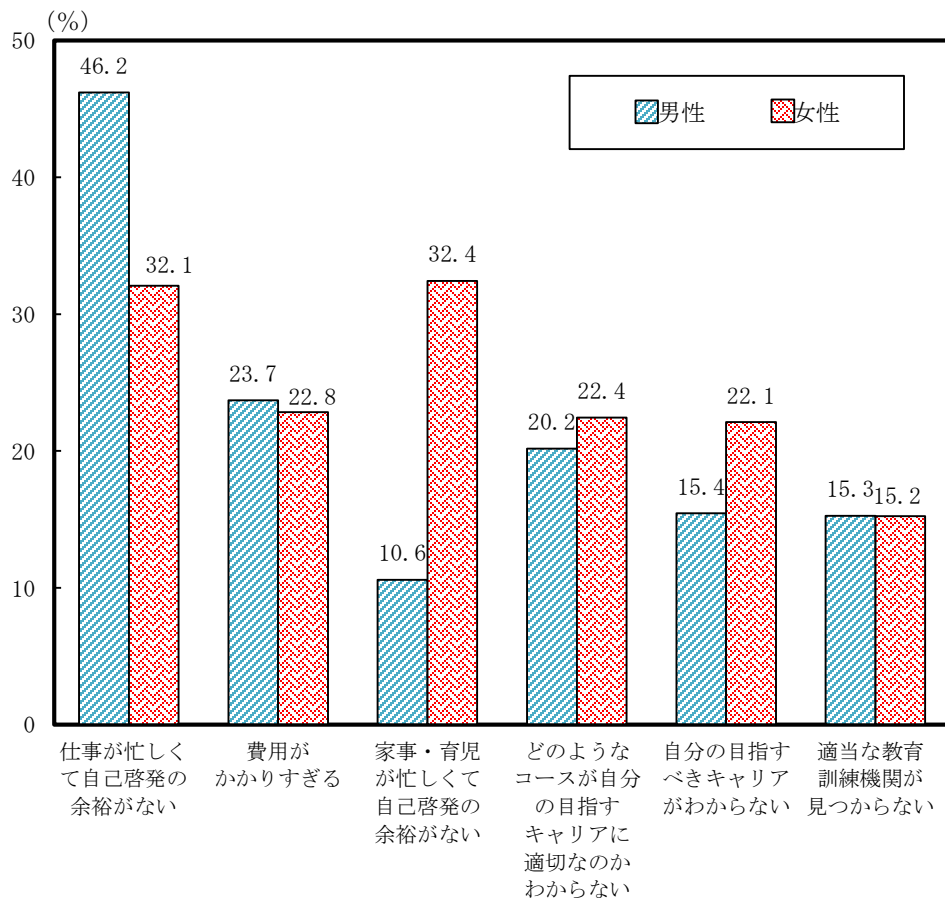


— 自己啓発実施に向けた課題や自己啓発の実施促進につながる取組 —

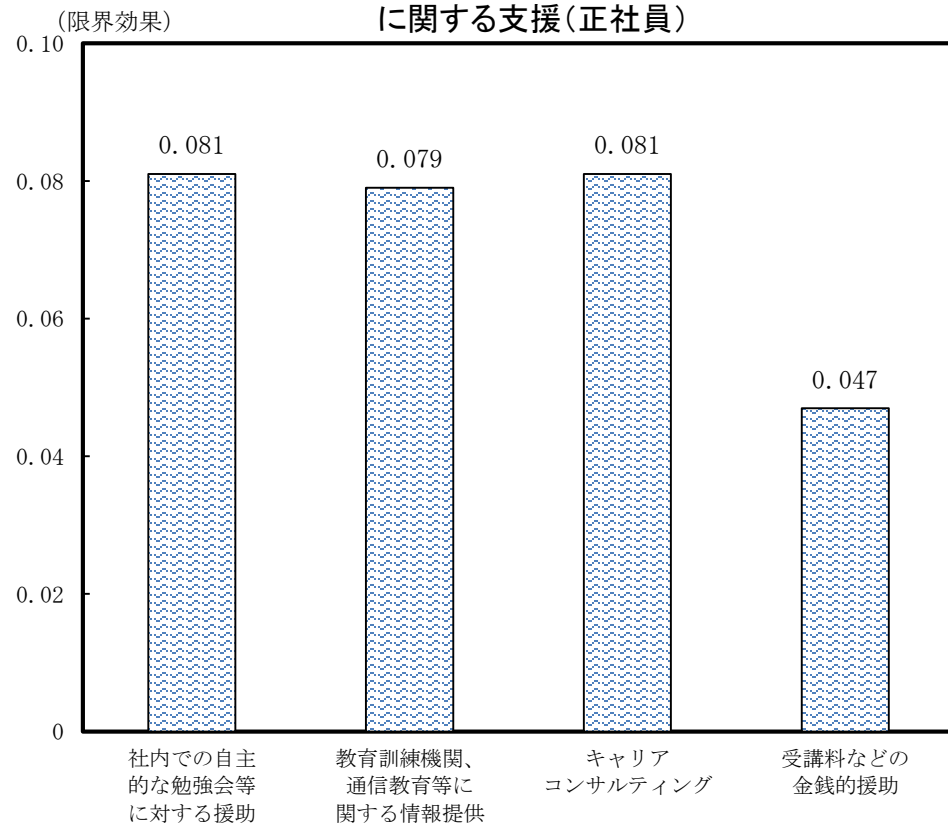
「平成30年版 労働経済の分析」(概要)より抜粋

- 自己啓発を実施する上で、時間の確保や費用の高さに加えて、女性では家事・育児の忙しさが課題となっている。
- 自己啓発の実施促進に向けては、金銭的な援助だけでなく、教育訓練機関等の情報提供やキャリアコンサルティングを行うことが、有効な取組となる可能性が示唆される。

自己啓発非実施者が抱えている課題



自己啓発の実施促進につながる可能性がある能力開発に関する支援(正社員)



資料出所 厚生労働省「平成28年度能力開発基本調査」より作成

(注) 右図は、労働者の自己啓発の実施の有無を被説明変数としたプロビット推計の限界効果を表している。なお、すべて5%水準で統計的に有意。ここで、限界効果とは、被説明変数に対する説明変数の影響度合いを示しており、例えば、「キャリアコンサルティング」を行っている事業所は、行っていない事業所と比べて自己啓発の実施が0.081 (=8.1%) 高まることを示している。

—高等教育機関の活用状況と課題—

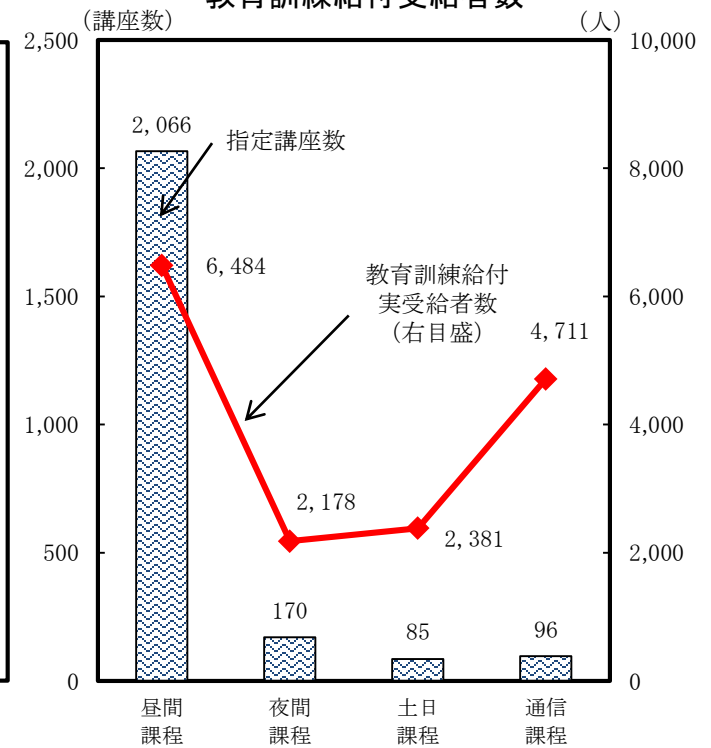
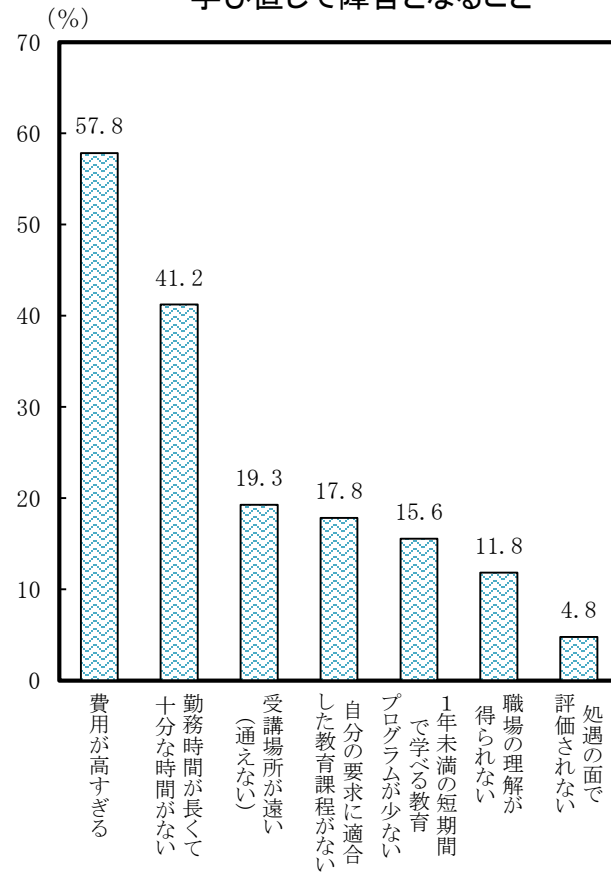
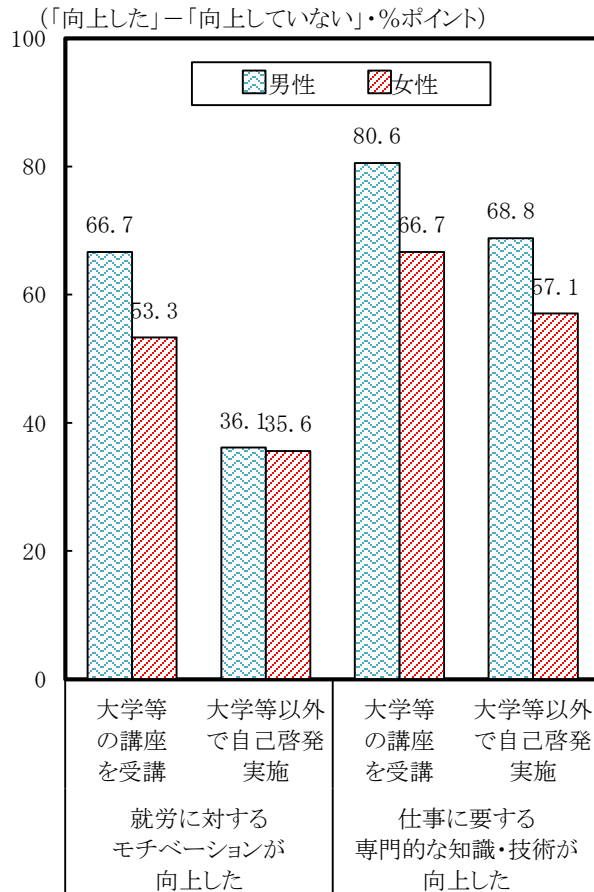
「平成30年版 労働経済の分析」(概要)より抜粋

- 大学等での学び直しは、仕事に必要な能力の向上や就労に対するモチベーションの向上に効果がある。
- 学び直しの課題として勤務時間の長さ等が挙げられ、夜間・休日開講など柔軟な教育の提供が求められる。

大学等の講座受講の効果(正社員)

社会人教育未経験者が大学等での学び直しで障害となること

専門実践教育訓練の講座数・教育訓練給付受給者数



資料出所 (独)労働政策研究・研修機構「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査」(2018年)(左図)、イノベーション・デザイン&テクノロジーズ(株)「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」(2015年度)(中図)、厚生労働省「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」「雇用保険業務データ」(右図)より作成

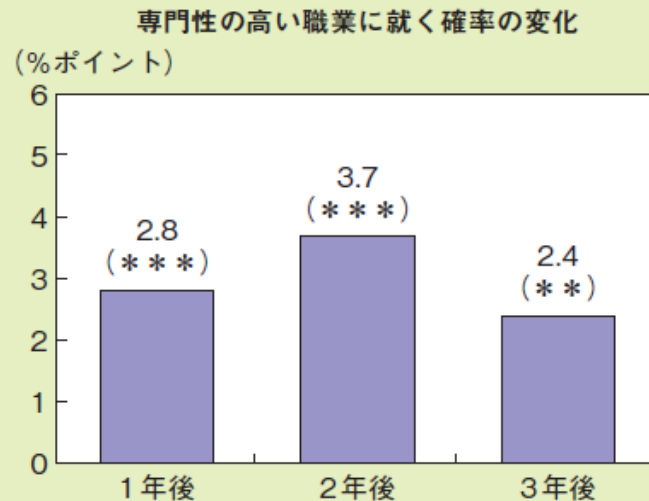
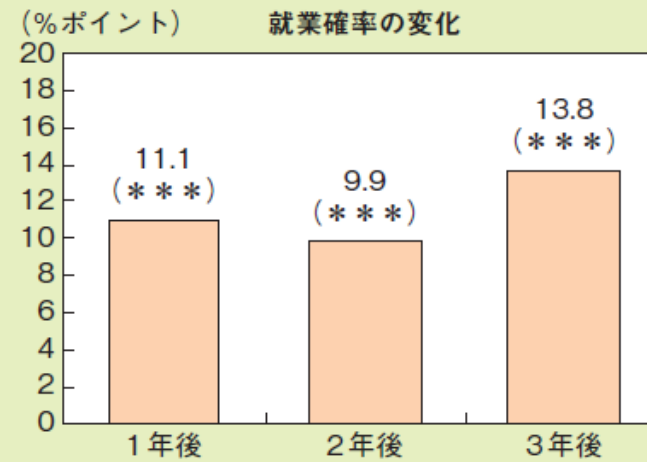
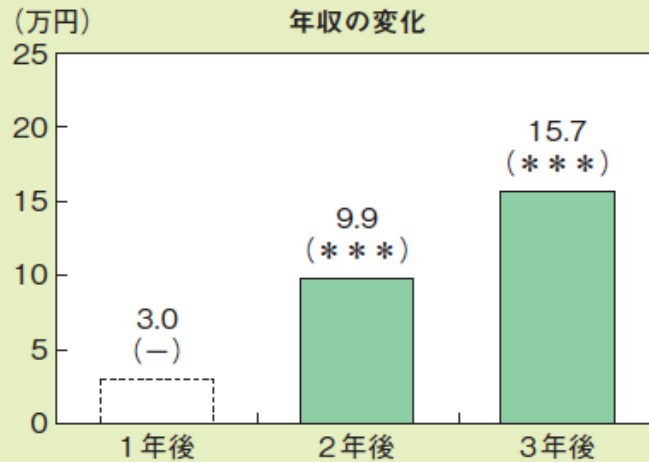
(注) 1) 左図は、5年前と比較した自己啓発による効果を、大学・大学院の講座の受講の有無別でみたもの。

2) 右図は、2017年の数値であり、「専門実践教育訓練」は、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を指す。

自己啓発の効果について①

○自己啓発は将来的な年収の増加や就業確率の上昇等に繋がる。

(1) 自己啓発が年収と就業確率、専門性の高い職業に就く確率に与える影響

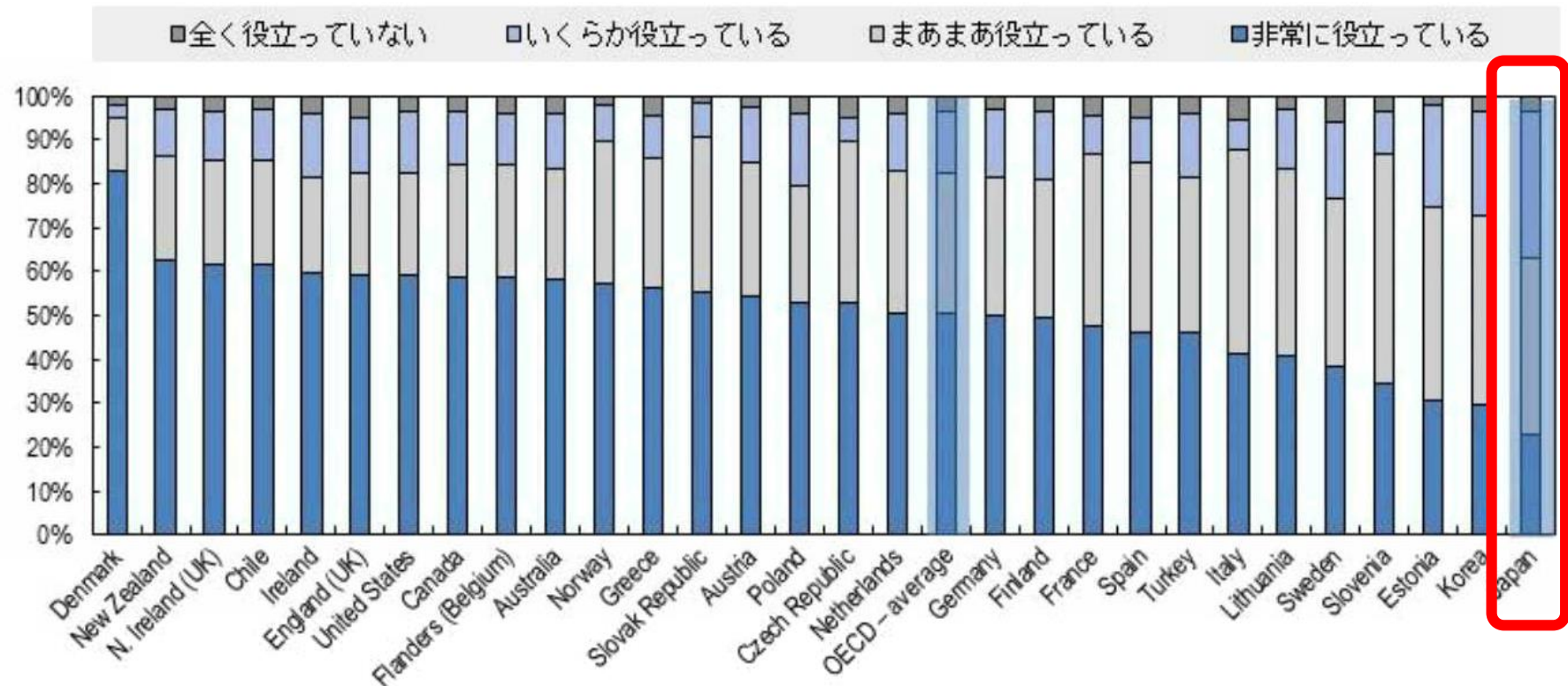


自己啓発の効果について②

○国際的に見ると、「生涯学習の向上によって（潜在的な）労働者のスキルアップや技能再教育を助け、近年の人口縮小傾向を背景に、技能を有する人口を最大限に生かす余地があることを示唆」しているともいえる。

教育や訓練が自身の仕事に役立っていると感じた労働者の割合（2012 年、2015 年）

仕事関連の理由から正規または非正規の教育や訓練を受けている 25～65 歳



Source: OECD calculations based on OECD (2017) Survey of Adults Skills database (PIAAC) (2012, 2015),
www.oecd.org/skills/piaac/.

人手不足の現状と見通しについて

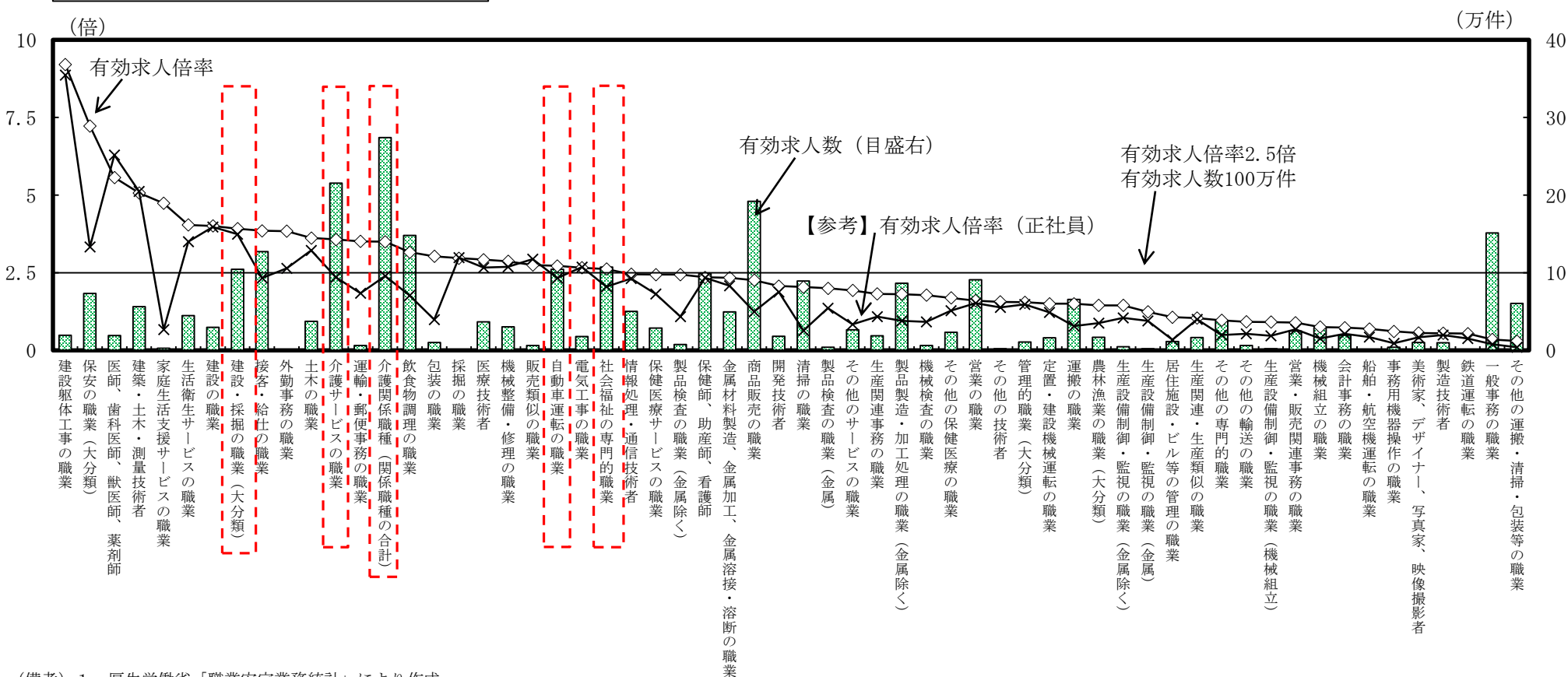
職業別有効求人倍率

○ 職業のうち、年平均の「有効求人倍率が2.5倍を超える」「有効求人数が10万件以上」という2つの条件を満たすものとして、「建設・採掘の職業」、「介護関係職種」、「自動車運転の職業」、「社会福祉の専門的職業」などで高い。

○ これらの職業は、産業別では、主に「建設業」、「介護分野」、「運輸業」などに該当する。

(※) 「介護関係職種」は、「介護サービス」、「社会福祉の専門的職業」の一部及び「家庭生活支援サービスの職業」の一部を合計したもの。

職業別有効求人倍率(2017年計)

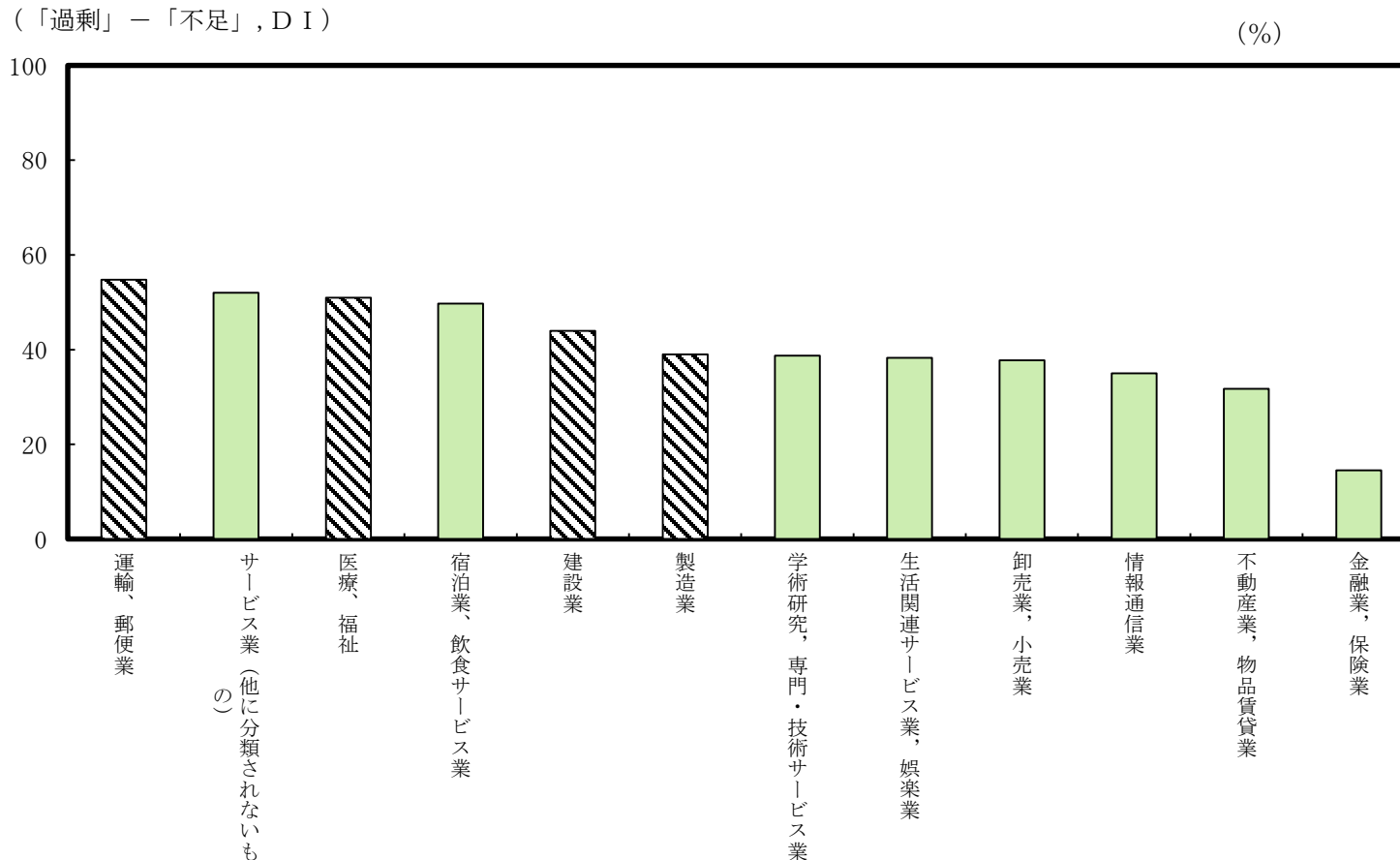


(備考) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
2. 職業別の有効求人倍率は、常用労働者に限る。

産業別企業の人手不足の現状(雇用判断DI)

○ 産業別に雇用判断DI（「人が不足している企業の割合」から「人が過剰な企業の割合」を引いたもの）をみると、特に運輸業、医療、福祉業、建設業、製造業において不足感が強い。

産業別人手不足感(2017年)



(備考) 厚生労働省「労働経済動向調査」により作成。

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	3.92倍
有効求人数	1,253,716人
有効求職者数	319,787人
就業者数	302万人 (建設・採掘従事者) ※技能実習生 36,589人(2017年10月末時点) ※外国人建設就労者受入事業による受入者数 2,299人(2017年10月末時点)

人手不足の原因・特徴

- 建設業就業者の高齢化が進行
- 休日が少ない

【参考データ(建設業)】

離職率	: 7.5%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 323.0千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 34.1%	(産業全体 29.7%)
月当たりの総労働時間	: 187時間	(産業全体 178時間)
非正規雇用者数の割合	: 17.4%	(産業全体 37.2%)
年休100日以上企業の割合	: 62.8%	(産業全体 79.2%)

(備考)

- 1) 離職率は2016年時点の値。その他は2017年時点の値(以下同じ)。
- 2) 賃金及び月当たりの総労働時間は、建設現場で直接建設作業に従事する労働者(生産労働者)に限っている。

市場の動向

○社会資本の老朽化の進展が加速し、昭和39年の東京オリンピック以降に整備された首都高速1号線等、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化し、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込み。

○建設技能労働者数は、高齢化が進行し、高齢者が大量離職する見通し。中長期的な担い手確保の必要性。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長: 約45万km]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

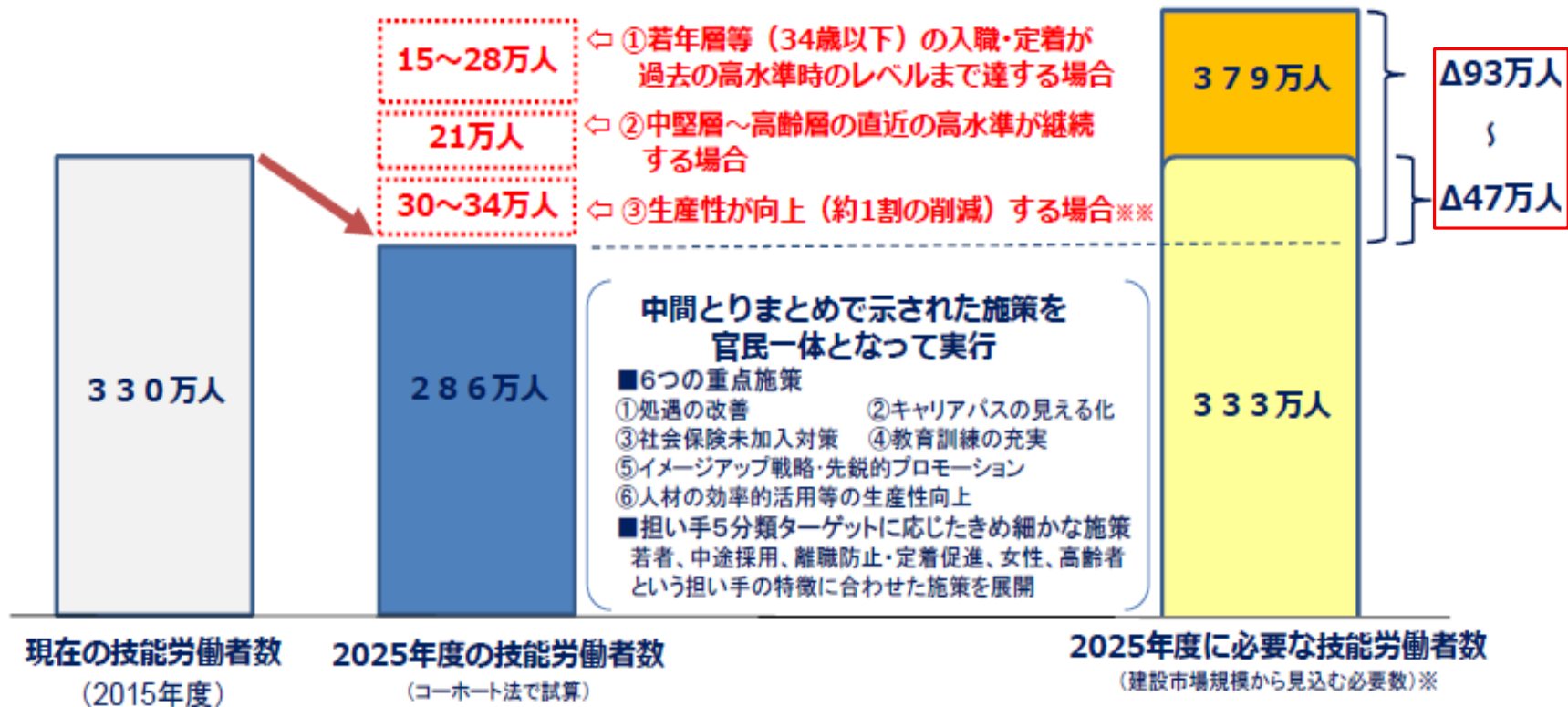


(出所) 国土交通省「国土交通白書 2017」(2017年)、総務省「労働力調査」より国交省作成。

労働需給の推計(2015年→2025年)

国土交通省「平成28年審議第7回中央建設業審議会
基本問題小委員会資料」より作成2025年における技能労働者の需給ギャップ **47～93万人**

需要見込み	333～379万人
労働供給見込み数	286万人



※ 建設市場規模の推計は、内閣府の経済成長率(ベースラインケース)を用いた単純推計による試算と、建設経済研究所による将来予測値とを使用

※※ 生産性向上の効果は、他産業との給与水準の格差、業界団体によるアンケート調査等を参考に、技能労働者一人あたりの随う建設市場規模について約1割の向上効果を仮定

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	2.72倍
有効求人数	1,252,865人
有効求職者数	459,968人
就業者数	219万人 (輸送・機械運転従事者)

人手不足の原因・特徴

- 労働時間(特に超過労働時間)が長く、給与水準が低い
- トラックドライバーはきつい仕事というイメージ
- 中高年層の男性労働力に依存している

【参考データ(運輸、郵便業)】

離職率	: 12.2%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 316.2千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 31.2%	(産業全体 29.7%)
月当たりの総労働時間	: 209時間	(産業全体 178時間)
非正規雇用者数の割合	: 30.4%	(産業全体 37.2%)
年休100日以上企業割合	: 52.3%	(産業全体 79.2%)

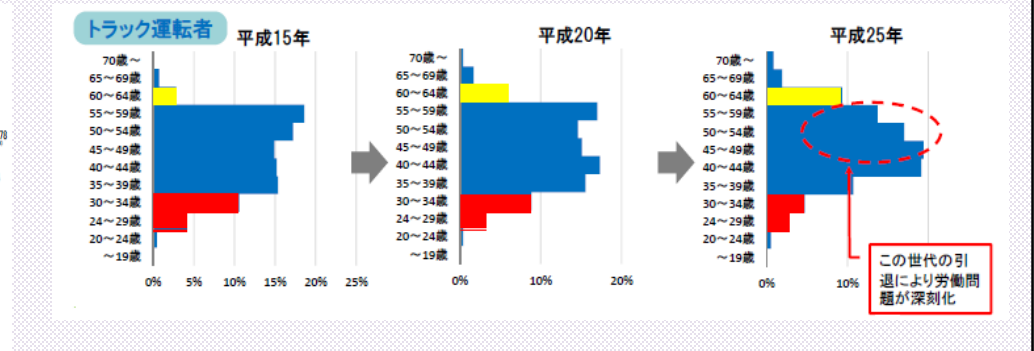
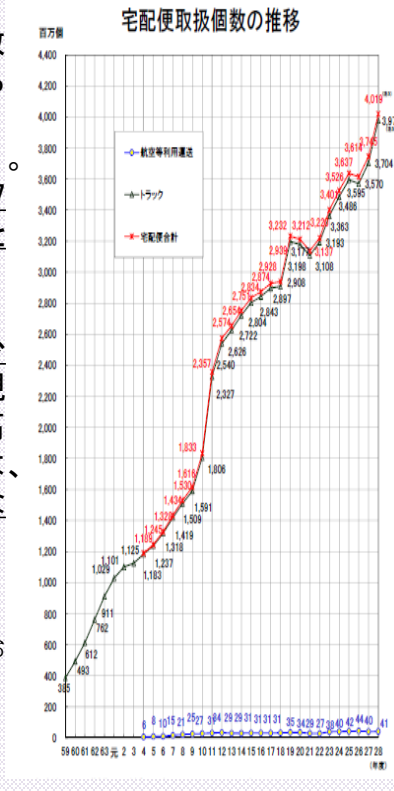
(備考) 賃金及び月当たりの総労働時間は、「自家用乗用自動車運転者」「自家用貨物自動車運転者」「タクシー運転者」「営業用バス運転者」「営業用大型貨物自動車運転者」「営業用普通・小型貨物自動車運転者」に限っている。

市場の動向

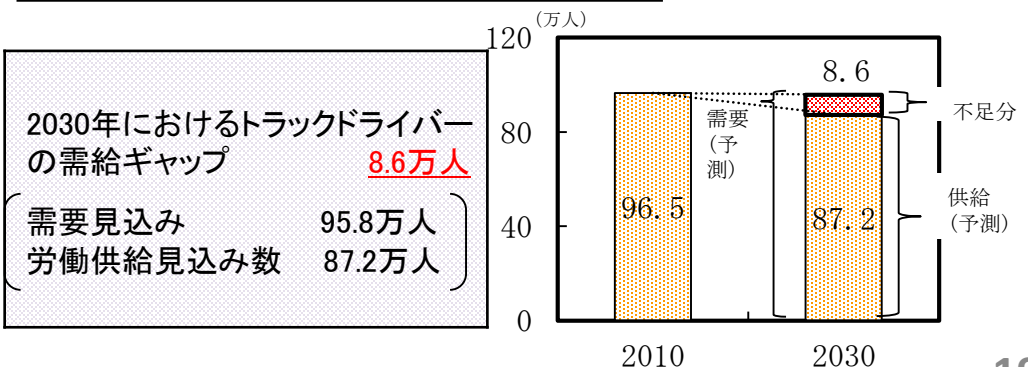
- 平成28年度の宅配便取扱個数は、40億1,861万個であった(うちトラック運送は、39億7,780万個、航空等利用運送は、4,081万個)。
- 前年度と比較すると、2億7,367万個・対前年度比7.3%の増加となり、前年度に引き続き増加。

- トラックドライバーは若者が減少し、高齢者が増加。若者の新規参入が少なく、現役運転者が高齢化していく構造。このままでは、現役世代が引退した後、深刻な労働力不足に陥るおそれ。

(出所)
国土交通省「自動車運送事業等における労働力確保対策について」(2014年)
国土交通省「平成28年度 宅配便取扱実績について」(2017年)



労働需給の推計(2010年→2030年)



(備考) (公) 鉄道貨物協会「大型トラックドライバー需給の中・長期見通しに関する調査研究」(2014年)により作成。

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	3.57倍
有効求人数	2,584,057人
有効求職者数	724,802人
就業者数	179万人 (介護サービス産業従事者)

(備考) 介護分野の技能実習生については、2017年11月から新たに職種が追加されたため2017年10月時点の数値は取得出来ない。

人手不足の原因・特徴

- 賃金が低い
- 雇用管理が不十分(法人・事業所の理念・運営、キャリアパスの整備など)
- 介護職への理解・イメージ向上が不十分

【参考データ(社会保険・社会福祉・介護事業)】

離職率	: 14.4%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 249.8千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 31.1%	(産業全体 29.7%)
非正規雇用者数の割合	: 46.8%	(産業全体 37.2%)
月当たりの総労働時間	: 172時間	(産業全体 178時間)

市場の動向

○2025年に団塊の世代が75歳以上に達することなどから、2025年度における介護サービス量は、在宅介護で24%増、居住系サービスで34%増、介護施設で22%増になることが見込まれている(いずれも対2017年比)。

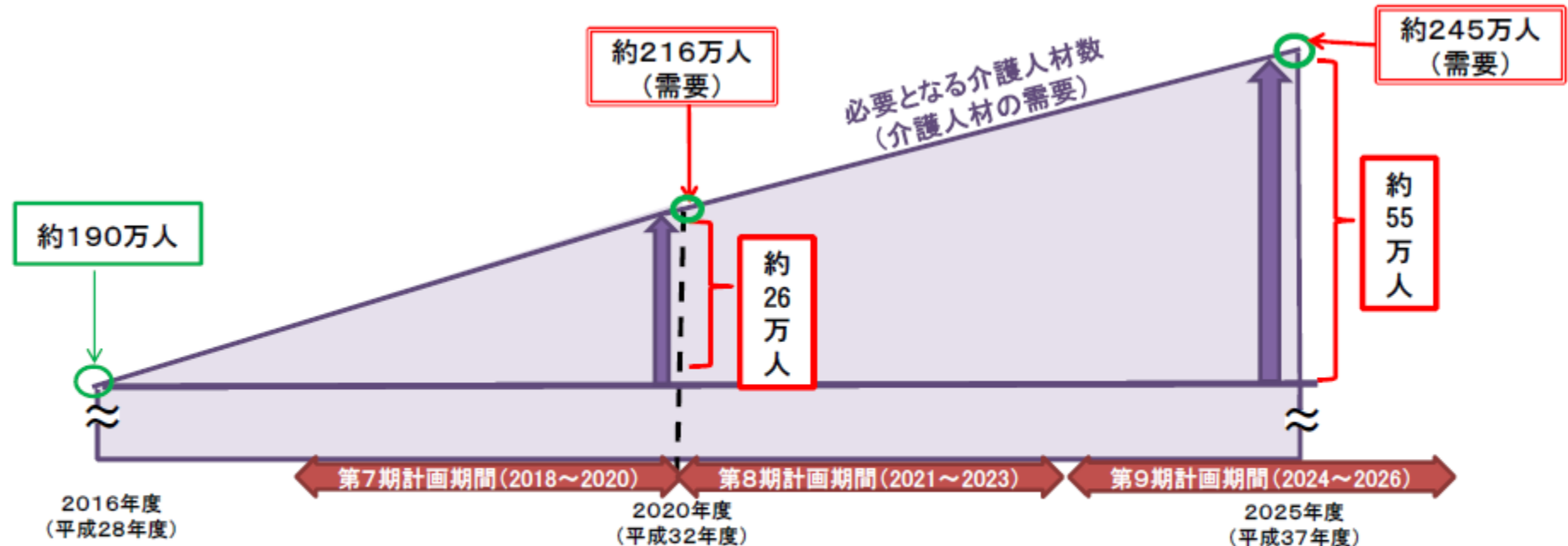
	2017	2020	2025
在宅介護	343	378(+10%)	427(+24%)
居住系 グループ	43	50(+17%)	57(+34%)
介護施設	99	109(+10%)	121(+22%)

(備考) 1月当たりの利用者数。単位は万人。()内は対2017年度比。

(出所) 厚生労働省「第7期介護保険事業支援計画」(2018年)

介護人材の必要数について(2016年度→2025年度)

2025年度末までに確保する必要がある介護人材	約55万人
〔 需要見込み	約245万人〕
2016年度の介護職員数	約190万人



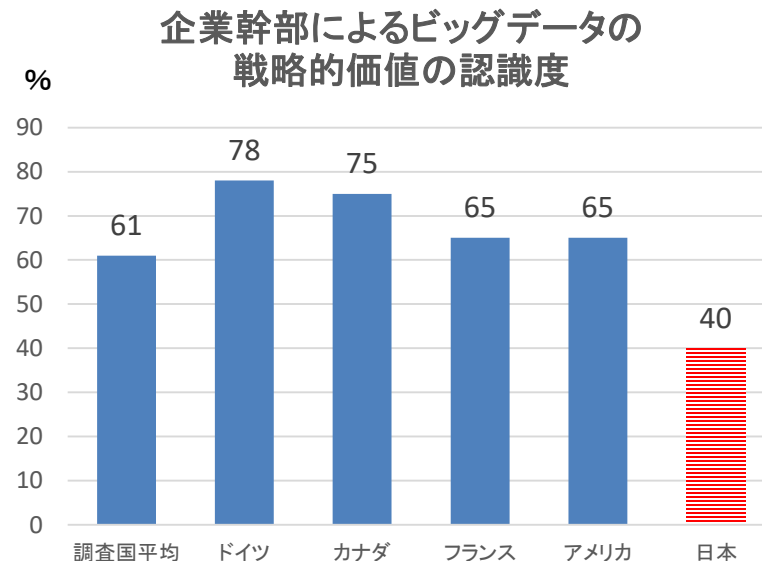
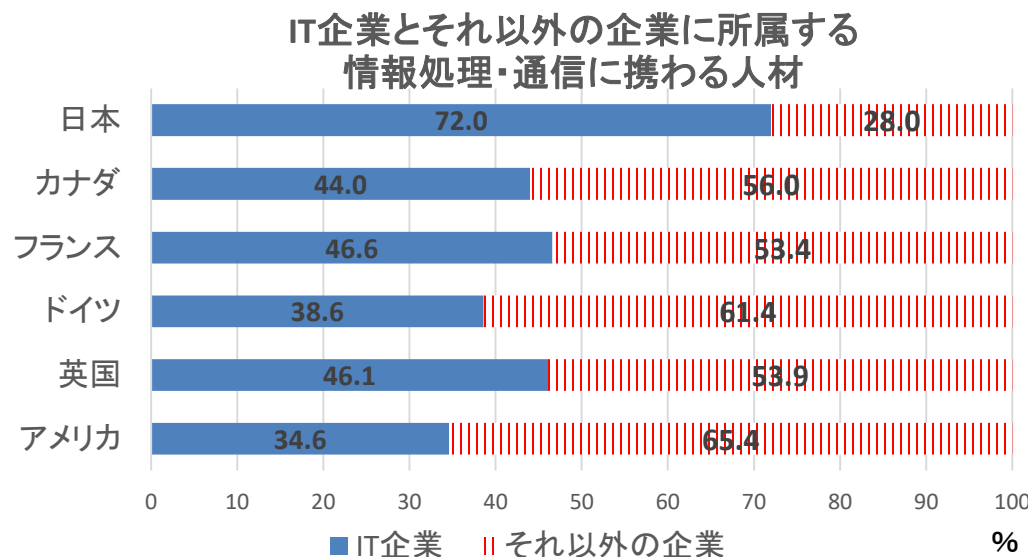
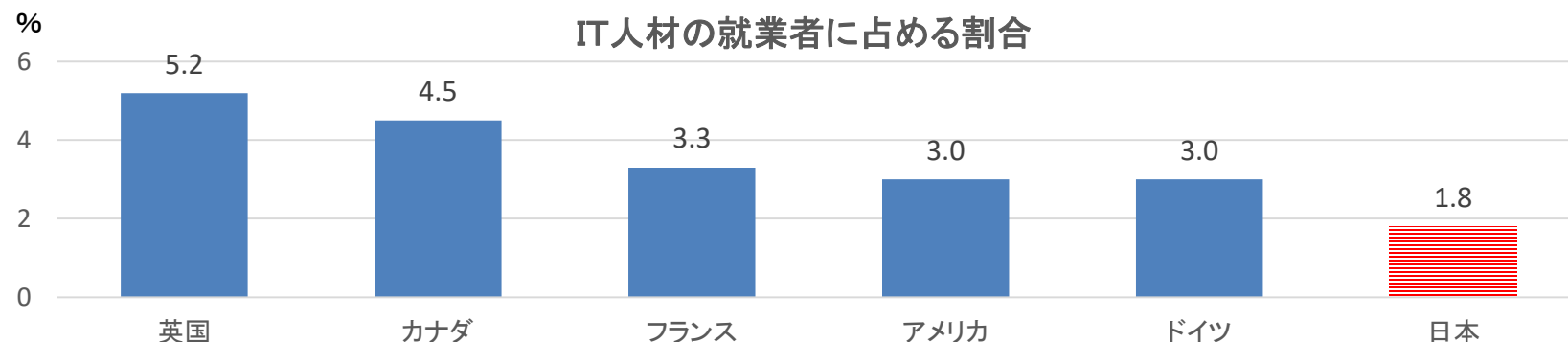
注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

IT人材の不足の状況(内閣府「平成30年度経済財政白書」より)

○情報処理・通信に携わる人材(IT人材)の割合をG7諸国で比較すると、日本では就業者に占める割合が1.8%に留まっている。さらに、日本ではIT人材の7割程度がIT企業に勤務しているが、諸外国ではその割合が低く、幅広い産業でITを積極的に活用していることが考えられる。

○23カ国の企業幹部を対象に実施したアンケート結果をみると、ビッグデータやアナリティクスを用いた意思決定は他のG7諸国や調査対象国平均の割合を下回っているとの調査結果も存在。



1. (1)(2)情報処理推進機構(2017)、ILOSTAT Database により作成。日本、アメリカ、英国、ドイツ、フランスは2015 年。カナダは2014 年。

2. (3)GEジャパン株式会社「2016GE グローバル・イノベーション・バロメーター」により作成。調査対象は世界23カ国のイノベーション担当企業幹部。「次の要素はイノベーションに成功することができるようになるために企業にとってどれくらい重要だと思いますか」の質問に対し、「ビッグデータやアナリティクスを活用して戦略的知識を高め、意思決定に活かすこと」を上位3 位以内に挙げた幹部の割合。

一般教育訓練給付の拡充の対象となる 講座について

教育訓練給付の各類型及び対象講座のイメージ（案）

教育訓練給付対象講座【雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練】

一般教育訓練

専門実践教育訓練以外の、**雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練**が指定対象

- 訓練を通じて習得する能力に関する、客観的目標が明確に設定された講座を、幅広く対象とする。

典型的には、国家・民間資格の取得を目標とした講座

※ 入門的・基礎的水準のものは、当然に対象外。

※ 短期の課程が主な対象。必然的に比較的低額な受講料水準のものが多数。

うち、拡充の対象となる訓練（「論点（案）」に即した案）

一般教育訓練の対象となり得る訓練のうち、「人づくり革命基本構想」等に基づく「キャリアアップ効果の高い講座」

即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練が指定対象

例えば、以下のような教育訓練を対象とすることが考え得る。

- **就職実現やキャリアチェンジに直結するような信頼性・市場価値が特に高い資格の取得に結びつくもの**

（例：公的職業資格の養成課程（短期）・試験合格目標講座、一定の要件を満たすIT資格取得目標講座）

- **教育訓練の質や修了の効果について、就職・キャリアアップへの結びつき等の観点から、資格の取得に準ずるものとして国が認定等を行うもの**

（例：ITリテラシースタンダードに紐付いた新たな「ITパスポート」試験合格目標講座、文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム）

新たな「ITパスポート」試験合格目標講座や文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラムは、特段制度改正をしなくても、一般教育訓練給付の対象となる。

専門実践教育訓練

中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練が指定対象

その代理指標として、次のいずれかの属性を備えた課程を対象とする。

A) **専門性の高い国家資格や、特に成長が期待される分野の高度な民間資格の取得に直結するもの**（公的職業資格の養成課程（長期）、高度IT資格取得目標講座）

B) 教育訓練の質が、**技術革新、市場ニーズやその変化等にも対応した、専門性・実践性を備えたものであることについて国が認定等を行う厳格な仕組み**が具備されたものの。

文部科学大臣認定職業実践専門課程・職業実践力育成プログラム、同大臣認可専門職大学院・専門職大学等、経済産業大臣認定第4次産業革命スキル習得講座

※ 長期・高度な課程が主な対象。必然的に特に高額な受講料水準のものが多数。

対象となる教育訓練の基本コンセプト・具体例のイメージ

就職・在職率要件なし
資格受験・合格率は緩やかな要件設定

（要検討）

資格受験・合格率、就職・在職率等により
パフォーマンスを評価

訓練前カリコンは要件化せず

（支給要件については雇用保険部会において議論）

訓練前カリコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化

一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の考え方（案）

1 検討課題

○「人づくり革命基本構想」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」等に基づき、「一般教育訓練給付については、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割に倍増する」こととしている。

→ これら政府方針及びこの前提となる「人生100年時代構想会議」の議論、これに関連する労働政策審議会人材開発分科会における専門実践教育訓練給付講座指定基準に係る審議等を踏まえ、一般教育訓練給付の拡充の対象となる講座の考え方や具体のイメージを整理すると以下のとおり。

2 基本的考え方

1. 一般教育訓練給付の一類型と位置づけた上で、同給付の対象となり得る教育訓練のうち、**即効性のあるキャリア形成**ができ、**社会的ニーズ**が高く、かつ、特に**就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練**（現行一般教育訓練給付の対象講座（●）、制度上は人生100年時代構想を踏まえた新たな講座（◇））、と基本的概念を整理することが考えられるのではないかな。
2. これを体現するため、教育訓練の具体的な課程類型として、以下の2つのいずれかに当てはまるものに限ることが考えられるのではないかな。
 - 就職実現やキャリアチェンジに直結するような信頼性・市場価値が特に高い資格の取得に結びつくもの（●）**
 - 教育訓練の質や修了の効果を、就職・キャリアアップへの結びつき等の観点から、資格に準ずるものとして国が認定等を行うもの（◇）**
3. その上で、講座の指定に当たっては、就職・在職率、資格受験・合格率（資格取得を目標とする講座に限る）といった、**講座パフォーマンス基準を設定することが考えられるのではないかな。**

3 具体の検討対象として考えられる課程・講座（イメージ）

- 以下のいずれかの課程類型に該当し、就職・在職率、資格受験・合格率等の要件を満たす講座が検討対象として考えられるのでは（いわゆる**ポジティブリスト方式**で**対象課程類型を限定列举**→専門実践教育訓練と同じ考え方）**
- ✓ **業務独占・名称独占・必置資格（典型的には、製造・建設・運輸等関係）の養成課程、取得を目標とする短期の課程で一定の要件を満たすもの（●）**
- ✓ **IT資格取得目標講座（ITSSレベル2相当）（●）**
- ✓ **経済産業省が検討中の「ITデータ利活用能力」習得（具体的にはITLS準拠の新たなITパスポート試験合格）を目標とした課程で、経済産業省が何らかの形で質保証に関与するもの（●◇）**
- ✓ **文部科学省が検討中の専修学校における「短時間（60時間以上120時間未満）のキャリア形成促進プログラム」（◇）**
（例：専門学校が提供する介護、映像編集等特定の実践スキル習得を目的とした講座）
- ✓ **文部科学省が検討中の大学等における「短時間（60時間以上120時間未満）の職業実践力育成プログラム」（◇）**
（例：大学、大学院が提供する関連資格取得や専門能力ブラッシュアップ等を目的とした講座）

4 付帯して検討すべき事項

現行専門実践教育訓練給付の受給要件としている、キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコン」等を、的確な受講確保、動機付け等の観点から要件化することが考えられるのではないかな。

5 検証の視点

これら対象課程・講座の個々の適格性に留まらず、全体としてのバランス等を勘案する上で、専門実践教育訓練の対象講座との整合性、職業分野や能力水準等との観点での力バレッジ・バランス、「人づくり革命基本構想」での学び直しの重要ターゲットや、想定されるキャリアアップの類型との適合性等の観点から検証が必要と考えられる。

一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の検証①【専門実践教育訓練の対象講座との対応関係の観点】

一般教育訓練給付の拡充の検討対象講座は、そのコンセプトや属性が、専門実践教育訓練と一定の連続性・関連性を備えつつ、基準上明確に区分されることが、わかりやすく、かつ、教育訓練給付制度全体としての対象講座の構造として合理的と考えられるもの。こうした観点から、一般教育訓練給付の拡充の検討対象講座の検討対象について、以下のように整理できるもの。

教育訓練給付対象講座

一般教育訓練給付の拡充の検討対象講座

○業務独占・名称独占・必置資格の養成課程（120時間未満）、養成課程のない公的職業資格の対策講座

○専修学校における短時間のキャリア形成促進プログラム（60時間以上120時間未満）

○大学等における短時間の職業実践力育成プログラム（60時間以上120時間未満）

○IT試験合格目標講座（ITSSL2以上*専門対象除く）

○新たなITパスポート試験合格目標講座

専門実践教育訓練給付対象講座

①業務独占・名称独占の養成課程（原則1年（一部120時間）以上）

②専門学校における職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）（120時間以上）

③専門職大学院

④大学等における職業実践力育成プログラム（120時間以上）

⑤高度IT資格取得目標講座（ITSSL3以上、120時間以上*ITSSL4の場合は30時間以上）

⑥第4次産業革命スキル習得講座（ITSSL4、30時間以上）

⑦専門職大学（追加予定）

時間数で差別化

時間数で差別化

時間数で差別化

レベルで差別化

人材としての協働関係

②アウトカムの評価・受講者の資格取得、就職等のパフォーマンス

- 具体的基準（現行専門実践）**
 - ・受験率（80%以上）
 - ・合格率（全国平均以上）
 - ・就職・在職率80%以上 等

- 具体的基準（現行一般）**
 - ・受験率（50%以上）
 - ・合格率（全国平均の8割以上） 等

（*教育訓練給付指定講座の対象外）

（*2割給付の対象）

○具体的基準（現行）

- ・中長期的キャリア形成に資する講座であって、就職との結びつきが強い資格取得に結びつく、又は、教育訓練課程としての職業実践性が保証
- ・教育訓練期間・時間数が一定水準以上 等

○具体的基準（イメージ）

- ・就職に即効性をもった資格取得に結びつく、又は、教育訓練課程としての職業実践性が保証（習得目標能力が一定水準以上）かつ専門実践未満
- ・教育訓練期間・時間数が一定水準以上かつ専門実践未満 等

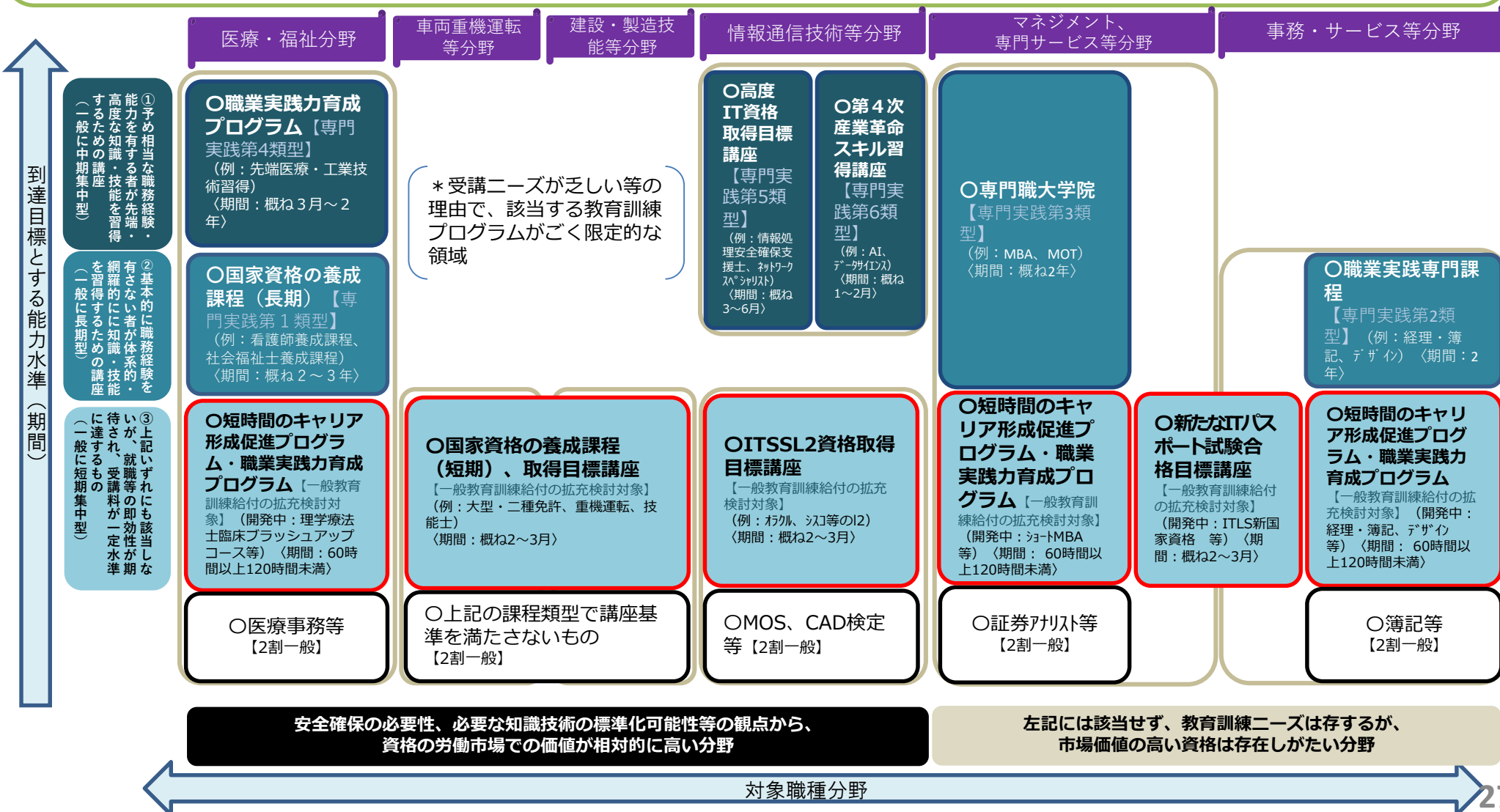
○具体的基準（現行）

- ・右記以外の雇用の安定・就職の促進に資する講座であって、公的・民間資格等をめざす一定の要件を満たす講座

①課程類型の要件：a)学習の成果（資格、学位等が代理指標） プログラム認定の基準等の制度設計、
b)学習量（訓練期間・時間数が代理指標） 等で評価

一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の検証②【職業分野・能力水準等との対応関係の観点】

- 教育訓練プログラムの形態等（期間の長短等）は、対象とする職種、資格・学位等との関連性などの影響を強く受けるもの。
 - こうした点も前提に、職業分野別、能力水準・目的別等の観点から、専門実践教育訓練、また、一般教育訓練給付の拡充の検討対象講座で想定される、代表的な教育訓練プログラムの形態を整理・概観すると、以下のとおり。
- すでに専門実践教育訓練給付の対象課程が整備されている領域も多いが、目的に応じた期間等の要件設計等に起因し、対象職種分野に偏りあり。今後、教育訓練給付制度全体としての、幅広い労働者層のキャリア形成上の課題に応じた受講機会確保を促すため、一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座について、個々の適格性に加え、全体のカバレッジ・多様性の観点からも検証が必要ではないか。

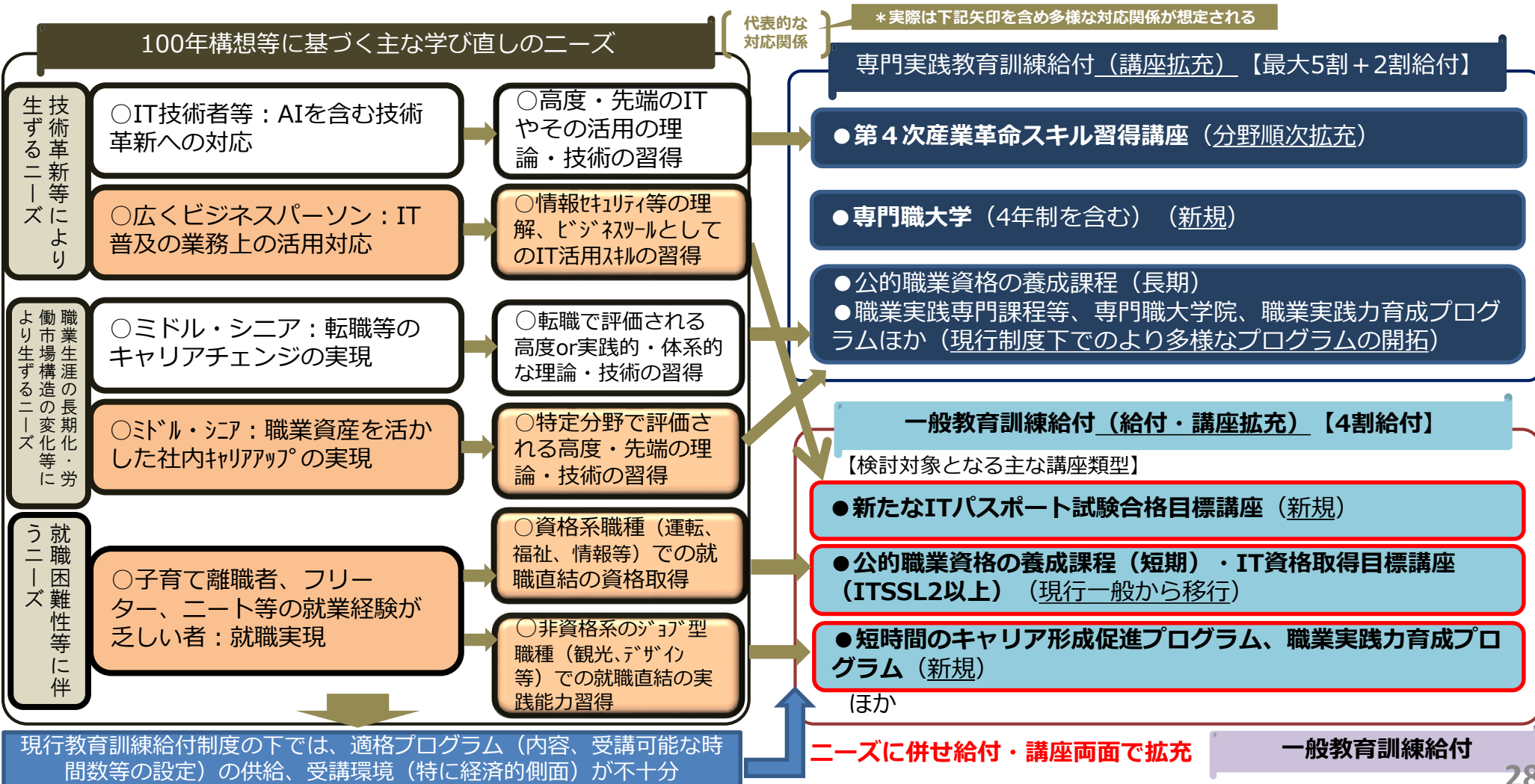


一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の検証③

【「人づくり革命基本構想」を踏まえた学び直しニーズ・対象層との対応関係の観点】

「人づくり革命基本構想」を踏まえた主要な受講ニーズ（受講者側・企業側それぞれの立場で）のうち、専門実践教育訓練のコンセプトに合致するものは、今般見直しを行った指定基準の下で講座開拓を図ることとしている。

これには該当しないが、①社会的に有用（人手不足分野にも対応し、就職実現・キャリアアップへの即効性が特に高いものと見込まれるもの）で、②現行の一般教育訓練給付制度のスキームではニーズの量質に鑑みた十分な受講促進効果が期待されず、③必要な質保証の仕組みが整備可能な（資格との結びつきやプログラムの認定等）講座については、一般教育訓練給付の拡充の対象に位置づけることとし、このコンセプトに応じた対象課程類型等を明確化し、これに応じた講座指定基準を整備の上、対象講座の開拓を図ることが考えられる。



一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の検証④【キャリアアップの類型ごとの活用の観点】

Ⅰ 類型	Ⅱ 概念図	Ⅲ-1 専門実践教育訓練の活用例	Ⅲ-2 一般教育訓練の拡充の検討対象となる講座の活用イメージ	Ⅲ-2での「即効性」の意義
① 垂直構造にある上位資格取得による職務・能力のレベルアップ型		○ 准看護師資格で非正規雇用就業→第1類型「看護師」受講：資格取得し正社員就職（登用） ○ ホームヘルパー資格で老人福祉施設に非正規雇用就業→第1類型「介護福祉士」受講：資格取得し正社員就職（登用）	○ （専門実践教育訓練「看護師養成課程」を修了→）看護師資格で就業→「看護師特定行為研修」受講：課程修了し管理者登用	★保有資格、職務経験を基盤に、コンパクトな教育訓練受講で、先端・高度な技術を習得し、職域拡大、職位向上
② 新たな資格学位取得による職務・能力のレベルアップ型		○ 設計事務所の補助スタッフとして非正規就業→第1類型「建築士」受講：資格取得し正社員就職（登用） ○ 企業の技術部門スタッフとして正社員就業→第3類型「MOT」受講：学位を取得し、シニアスタッフに昇進	○ プログラマーとして非正規雇用で就業→「オラクルマスターSilver」受講：資格取得し正社員就職（登用） （→さらにその後、専門実践教育訓練「オラクルマスターGold」受講：資格取得し、管理技術者として昇進）	★コンパクトな教育訓練受講で、正社員就職、キャリアアップのベースラインとなる能力・資格取得
③ 関連資格等取得による職務・能力の幅拡大型		○ 看護師として病院に就業→第1類型「保健師」受講：資格を取得し、企業（保健室勤務）に再就職 ○ ホームヘルパー資格で老人福祉施設に非正規就業→第1類型「作業療法士」「理学療法士」受講：資格取得し専門スタッフとして正社員就職（登用）	○ 流通業の事務系職で就業→「新ITパス」受講・資格取得し、企画分野での職務拡大、昇進	★コンパクトな教育訓練受講で、効果的な能力付加、職域拡大
④ 異分野の資格・学位取得によるキャリアチェンジ型		○ 異業種・職種（例：販売職非正規就業）で就業後、子育てを機に離職等→第1類型「看護師」「歯科技工士」「介護福祉士」受講：資格取得し正社員就職	○ 異業種・職種（例：飲食店非正規就業）で就業→「大型一種」修了、免許取得し、運送業で正社員就職（→さらにその後、「フォークリフト運転技能講習」受講・修了し、倉庫部門で管理者登用）	★専門に比して短期間で正社員就職に結びつく資格取得

各類型の考え方

資格の性質と教育訓練給付制度（専門実践教育訓練を含む）の関係

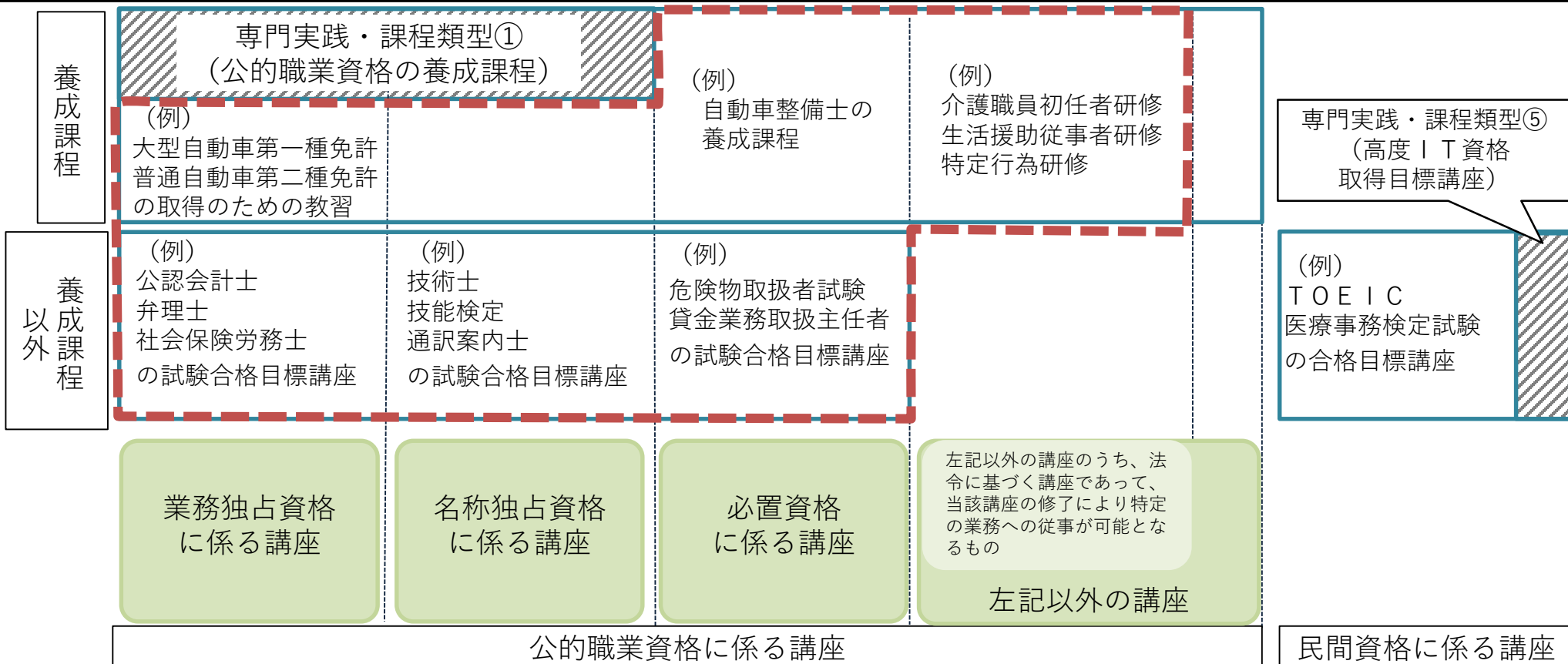
現行の一般教育訓練給付の対象講座は、資格の取得を目標とするものが主であるが、これらの講座は、以下の図のように分類することが可能。

【参考】

業務独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格

名称独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格

必置資格…業務独占資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの



（※）業務独占資格、名称独占資格の定義は「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」、必置資格の定義は「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書」（平成23年10月総務省行政評価局。以下「行政評価局報告書」という。）による。各講座の分類については、行政評価局報告書を参照し、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

(現行の) 一般教育訓練給付の対象講座のうち公的資格

一般教育訓練の指定講座のうち公的資格について

全指定講座数：11,299講座

うち公的資格10,394講座（平成30年4月1日指定）

①輸送・機械運転関係 6,066講座

【公的資格】

大型自動車第一種免許	1,865講座
中型自動車第一種免許	1,091講座
大型自動車第二種免許	689講座
大型特殊自動車免許	609講座
普通自動車第二種免許	413講座
準中型自動車第一種免許	386講座
けん引免許	358講座
フォークリフト運転技能講習	233講座
小型移動式クレーン技能講習	99講座
車両系建設機械運転技能講習	78講座
玉掛技能講習	65講座
高所作業車運転技能講習	53講座
中型自動車第二種免許	40講座
移動式クレーン運転士免許	26講座
床上操作式クレーン技能講習	24講座
海技士	14講座
クレーン・デリック運転士免許	13講座
不整地運搬車運転技能講習	5講座
ショベルローダー等運転技能講習	2講座
ガス溶接技能講習	2講座
運行管理者	1講座

②医療・社会福祉・保健衛生関係 2,713講座

【公的資格】

介護福祉士実務者養成研修	1,980講座	看護師	5講座
介護職員初任者研修	394講座	栄養士	5講座
特定行為研修	55講座	看護教員	5講座
喀痰吸引等研修修了	36講座	介護技術講習会	4講座
介護福祉士	33講座	救急救命士	4講座
介護支援専門員	29講座	柔道整復師	3講座
福祉用具専門相談員	29講座	衛生管理者免許試験	3講座
保育士	26講座	はり師	2講座
社会福祉士	24講座	介護福祉士実習指導者講習会	2講座
精神保健福祉士	11講座	臨床工学技士	2講座
言語聴覚士	9講座	行動援護従事者	2講座
登録販売者	9講座	介護教員	2講座
実務者研修教員講習会	9講座	歯科衛生士	1講座
同行援護従事者	7講座	准看護師	1講座
管理栄養士	6講座	歯科技工士	1講座
作業療法士	6講座	あんまマッサージ師教員	1講座
理学療法士	6講座	移動支援従事者	1講座

※「公的資格」とは、告示上の「公的職業資格」（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。）に該当するものを、「民間資格」とは、それ以外の資格に該当するものとして事務局において便宜的に整理したもの。

③専門的サービス関係 592講座

【公的資格】

税理士	249講座
社会保険労務士試験	135講座
行政書士	55講座
中小企業診断士試験	30講座
司法書士	28講座
FP技能検定試験	24講座
弁理士	13講座
司書・司書補	11講座
通関士	9講座
土地家屋調査士	8講座
マンション管理士試験	7講座
不動産鑑定士・鑑定士補	6講座
キャリアコンサルティング技能検定	4講座
国家資格キャリアコンサルタント	2講座
公認会計士	2講座
貸金業務取扱主任者	2講座
司法試験(予備試験)	2講座
学芸員	2講座
管理業務主任者	1講座
司書教諭	1講座
幼稚園教諭免許	1講座

④情報関係 9講座

【公的資格】

ウェブデザイン技能検定	5講座
情報処理技術者試験	4講座

⑤事務関係 3講座

【公的資格】

通訳案内士試験・英語	3講座
------------	-----

⑥営業・販売・サービス関係 180講座

【公的資格】

宅地建物取引士資格試験	138講座
調理師	27講座
技能検定試験 フラワー装飾	8講座
着付け職種技能検定試験	2講座
総合旅行業務取扱管理者試験	2講座
販売士検定試験	1講座
国内旅行業務取扱管理者試験	1講座
美容師国家試験	1講座

⑦技術・農業関係 265講座

【公的資格】

建築士	60講座
建築施工管理技術検定	45講座
土木施工管理技士	42講座
管工事施工管理技士	25講座
自動車整備士	24講座
電気主任技術者試験	13講座
技術士	11講座
電気工事施工管理技術検定試験	9講座
電気通信工事担任者試験	7講座
測量士・測量士補	5講座
電気工事士試験	3講座
建設機械施工技術検定試験	3講座
造園施工管理技士	3講座
気象予報士試験	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
建築物環境衛生管理技術者試験	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
構造設計一級建築士	2講座
設備設計一級建築士	2講座
建築設備士	2講座
危険物取扱者試験	1講座

⑧製造関係 28講座

【公的資格】

製菓衛生師	25講座
食品衛生管理者	2講座
技能検定試験パン製造	1講座

⑨その他 538講座

【公的資格】

修士・博士等	517講座
科目等履修生	14講座
履修証明プログラム	7講座

主な検討対象資格試験の概要、受験者数、合格者数、合格率など

		概要	受験者数	合格者数	合格率	現在の 指定講座数	受給者数
養成施設	大型自動車第一種免許 ※1	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を運転することができる免許	66,123人	61,749人	93.4%	1,865講座	11,069人
	普通自動車第二種免許 ※1	普通自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することができる免許	38,119人	16,042人	42.1%	413講座	877人
養成施設以外	業務独占	公認会計士試験 ※2	9,416人	1,231人	11.2%	2講座	15人
		弁理士試験 ※3	3,912人	255人	6.51%	13講座	145人
	名称独占	技術士試験 ※4	(一次) 17,739人	8,658人	48.8%	11講座	102人
			(二次) 26,253人	3,501人	13.3%		
	必置資格	貸金業務取扱主任者試験 ※5	10,214人	3,317人	32.5%	2講座	25人

(厚生労働省調べ)

※1 大型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、道路交通法及び警察庁交通局運転免許課公表の運転免許統計（平成29年版）より抜粋

※2 公認会計士の「概要」、「受験者数（願書提出者数）」、「合格者数」及び「合格率」は、公認会計士法及び公認会計士・監査審査会公表の平成29 年公認会計士試験の合格発表の概要より抜粋

※3 弁理士の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、弁理士法及び特許庁工業所有権審議会公表の平成29年度弁理士試験の結果より抜粋

※4 技術士の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、技術士法及び公益社団法人日本技術士会公表の平成29年度技術士試験統計より抜粋

※5 貸金業務取扱主任者試験の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、貸金業法及び日本貸金業協会公表の平成29年試験実施結果より抜粋

※「現在の指定講座数」は、平成30年4月1日指定を記載

※「受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。（N=111,353） ①平成28年度に訓練を修了した、②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

目標資格別受給者数（在職/離職別、上位）

	在職者 (人)		離職者 (人)	
1	大型自動車第一種免許	8,508	大型自動車第一種免許	2,561
2	T O E I C	6,612	フォークリフト運転技能講習	2,038
3	介護職員初任者研修	4,147	介護職員初任者研修	1,635
4	中型自動車第一種免許	3,650	大型自動車第二種免許	1,143
5	宅地建物取引士資格試験	3,006	大型特殊自動車免許	585
6	社会保険労務士試験	2,789	中型自動車第一種免許	575
7	介護支援専門員	2,258	医療事務技能審査試験	524
8	大型自動車第二種免許	1,659	医療事務管理士技能認定試験	411
9	産業カウンセラー試験	1,607	普通自動車第二種免許	409
10	フォークリフト運転技能講習	1,486	宅地建物取引士資格試験	340
11	大型特殊自動車免許	1,441	調剤事務管理士技能認定試験	328
12	けん引免許	1,328	社会保険労務士試験	327
13	F P 技能検定試験	1,317	けん引免許	289
14	修士	1,170	医療事務検定試験	286
15	医療事務技能審査試験	1,021	F P 技能検定試験	244
16	行政書士	996	日本語教育能力検定試験	244
17	医療事務管理士技能認定試験	964	T O E I C	202
18	簿記検定試験	945	産業カウンセラー試験	180
19	登録販売者	879	介護事務管理士技能認定試験	179
20	税理士	861	登録販売者	166

※「受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=111,353)

①平成28年度に訓練を修了した、②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

※専門実践教育訓練給付制度の創設や、施行後3年後見直しに伴う指定基準等の改正により、専門実践教育訓練の指定対象として位置づけられるものは除外。

※下線のある目標資格は、在職者／離職者双方に記載があるもの。

介護職員初任者研修の概要

1. 目的

- 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、身体介護を含む基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるもの。当該研修又は実務者研修（450時間）を修了するか、介護福祉士の資格を取得している場合、訪問介護事業所等の訪問介護員として訪問介護サービスの提供が可能。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

講義＋演習（130時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解

（6時間）

② 介護における尊厳の保持・自立支援

（9時間）

③ 介護の基本

（6時間）

④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携

（9時間）

⑤ 介護におけるコミュニケーション技術

（6時間）

⑥ 老化の理解

（6時間）

⑦ 認知症の理解

（6時間）

⑧ 障害の理解

（3時間）

⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術

（75時間）

⑩ 振り返り

（4時間）

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施。

5. 研修修了者（平成28年度） 78,149人

生活援助従事者研修の概要

1. 目的

- 生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、平成30年度より新たに設けられた研修であり、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるもの。当該研修を修了している場合、訪問介護事業所の訪問介護員として訪問介護サービス（生活援助中心型に限る）の提供が可能。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

講義＋演習（59時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解

（2時間）

② 介護における尊厳の保持・自立支援

（6時間）

③ 介護の基本

（4時間）

④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携

（3時間）

⑤ 介護におけるコミュニケーション技術

（6時間）

⑥ 老化と認知症の理解

（9時間）

⑦ 障害の理解

（3時間）

⑧ こころとからだのしくみと生活支援技術

（24時間）

⑨ 振り返り

（2時間）

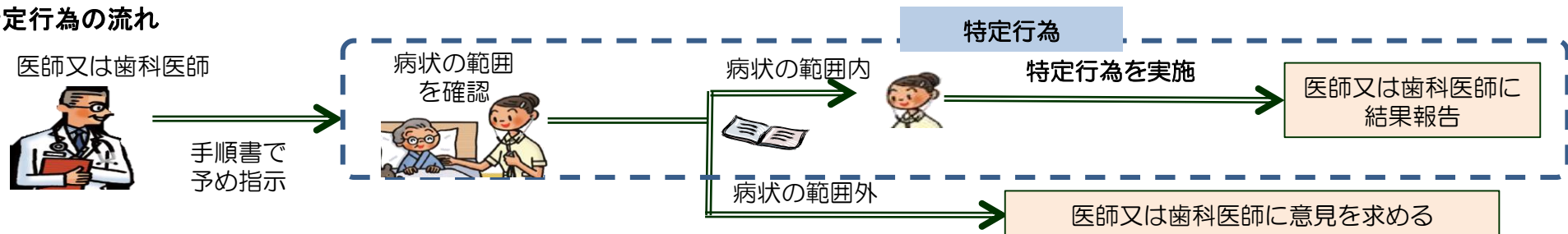
※上記とは別に、筆記試験による修了評価（0.5時間程度）を実施。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容

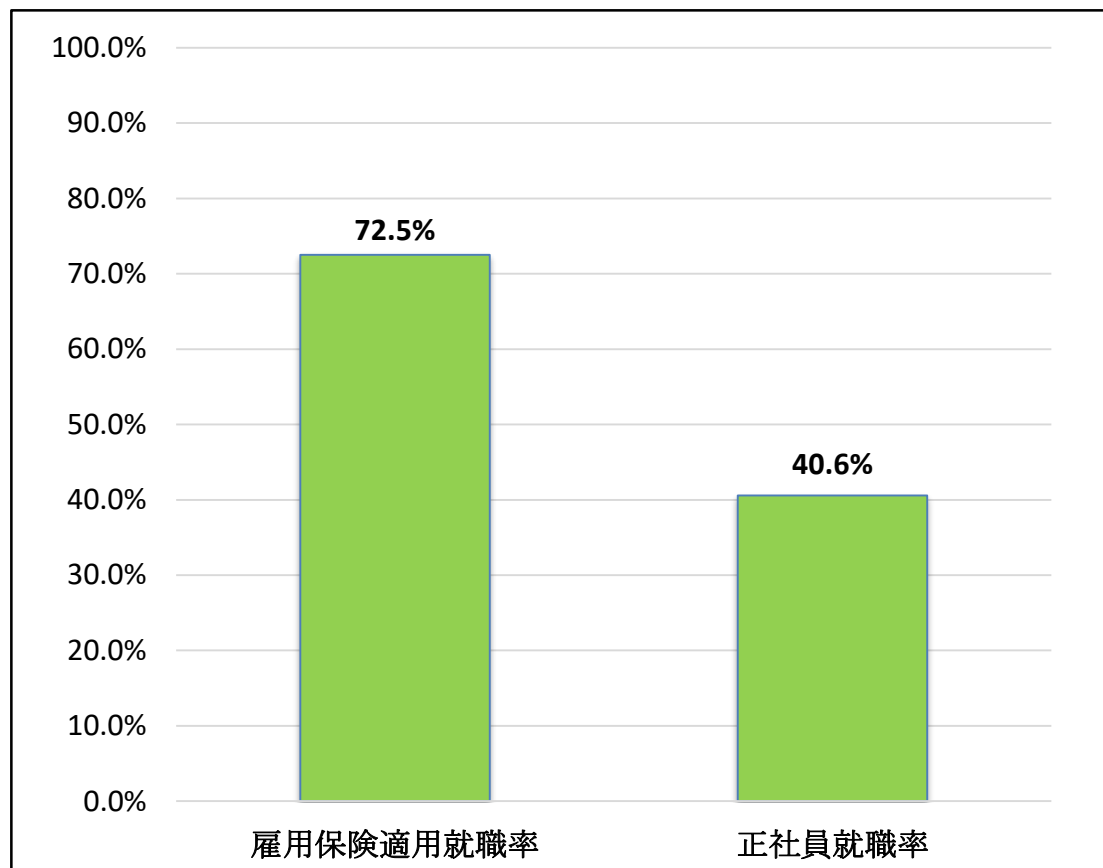
「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修	
共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	45
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	60
医療安全学(講義、演習、実習)	30
特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	315

「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修	
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63
実習を行う ※1区分ごとに受講可能	

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており直近で87機関である。これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数(定員数)は約1,200人となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており直近で1,006名である。 制度施行：平成27年10月1日

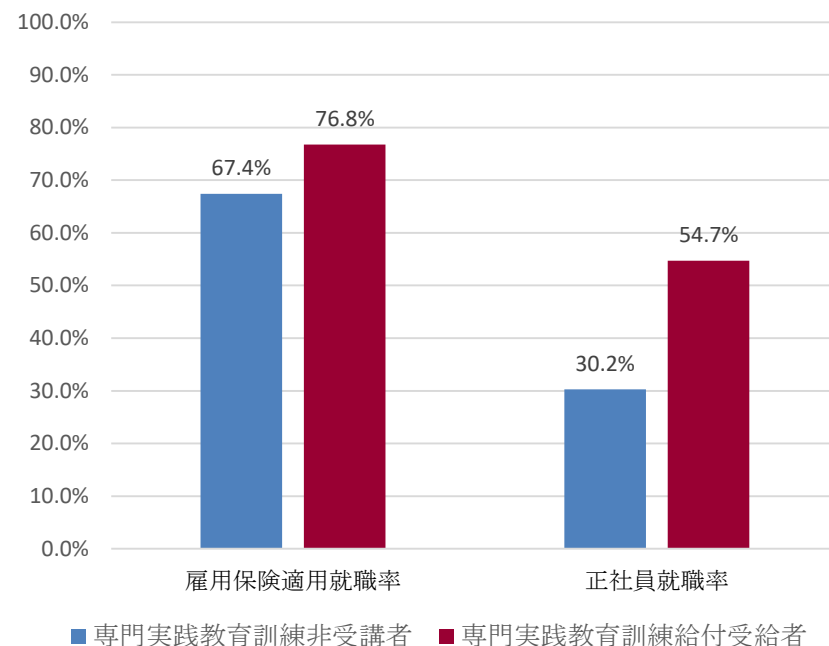
一般教育訓練給付の受給者(受講開始時離職者)の就職状況

一般教育訓練給付の受給者(※1)



【参考】専門実践教育訓練給付の受給者(※2)と 専門実践教育訓練非受講者(※3)

〈再掲: 第3回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3【参考2】〉



(※1)「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=17,463)

①訓練受講開始時に離職中であつた、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

(※2)「専門実践教育訓練給付の受給者」は以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=1,932)

①平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給している、②訓練受講開始時に離職中であつた、③平成29年3月末までに訓練を修了した

(※3)「専門実践教育訓練非受講者」は、以下の要件の全てを満たす者とする。(N=14,108,725)

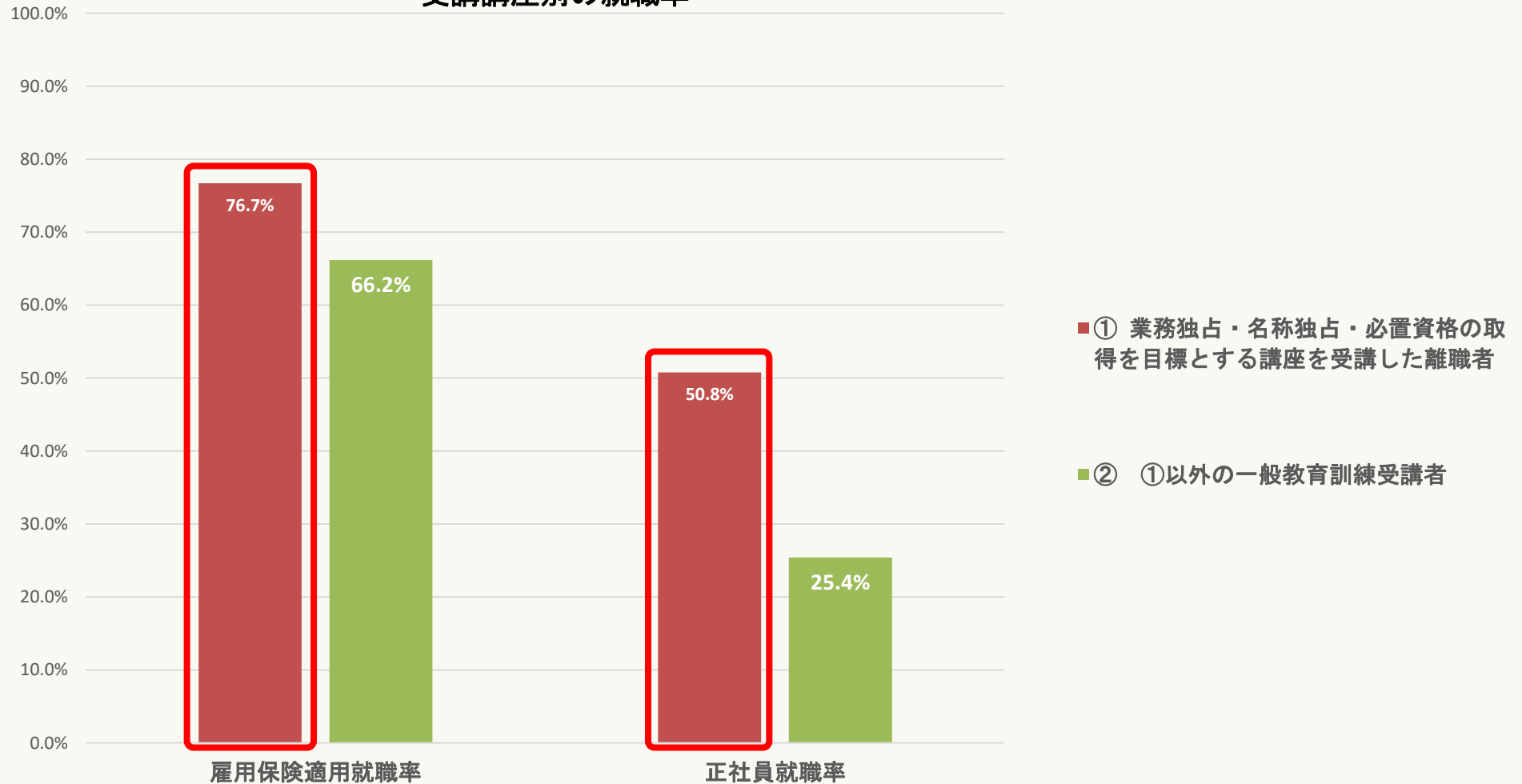
①2009年4月以降に雇用保険被保険者資格を取得した、②2014年10月～2017年3月に離職した、③離職時の年齢が64歳以下であつた、

④平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給していない

(※4)上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、「一般教育訓練の受給者」は平成30年3月末時点、「専門実践教育訓練給付の受給者」は制度創設時～平成29年9月末時点のもの

一般教育訓練給付の受給者（受講開始時離職者）の就職状況（内訳）

受講講座別の就職率



(※1) 「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=17,463)

①訓練受講開始時に離職中であった、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

(※2) 「一般教育訓練給付の受給者」のうち、「①業務独占・名称独占・必置資格の取得を目標とする講座を受講した離職者」は9,860人、「② ①以外の講座を受講した離職者」は、5,254人。(専門実践教育訓練移行予定の資格取得を目標とする講座を受講した離職者を除く。)

(※3) 上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、平成30年3月末時点。

情報通信系資格の体系

情報通信系資格の位置づけ (※)

【ITSSのレベル階層】

ITSSとの対応関係
が把握できる資格

L 4	プロフェッショナルとして スキルの専門分野が確立 し、自らのスキルを活用することによって、 独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル 。 社内において、プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献しており、ハイレベルのプレーヤとして認められる。
L 3	要求された作業を全て独力で遂行 する。スキルの専門分野確立を目指し、プロフェッショナルとなるために必要な応用的知識・技能を有する。
L 2	上位者の指揮の下に、要求された作業を担当 する。 【情報処理技術者試験（基礎情報技術者試験）、oracle認定資格silver、シスコ技術者認定試験CCNA 等】（詳細次頁）
L 1	情報技術に携わる者に 最低限必要な基礎知識 を有する。 【oracle認定資格bronze 等】

合格率等の一定の要件を満たすものは、**専門実践教育訓練給付**の対象（第5類型）

合格率等の一定の要件を満たすものは、**一般教育訓練給付**の対象

教育訓練給付の**対象外**

ITSSとの対応関係
がない資格

IT技術者向けではなく、一般的に多様な職種・業種で用いられる情報通信系資格（MOS資格、VBAエキスパート等）や、広義の意味での情報通信系資格（ウェブデザイン、CAD等）	
---	--

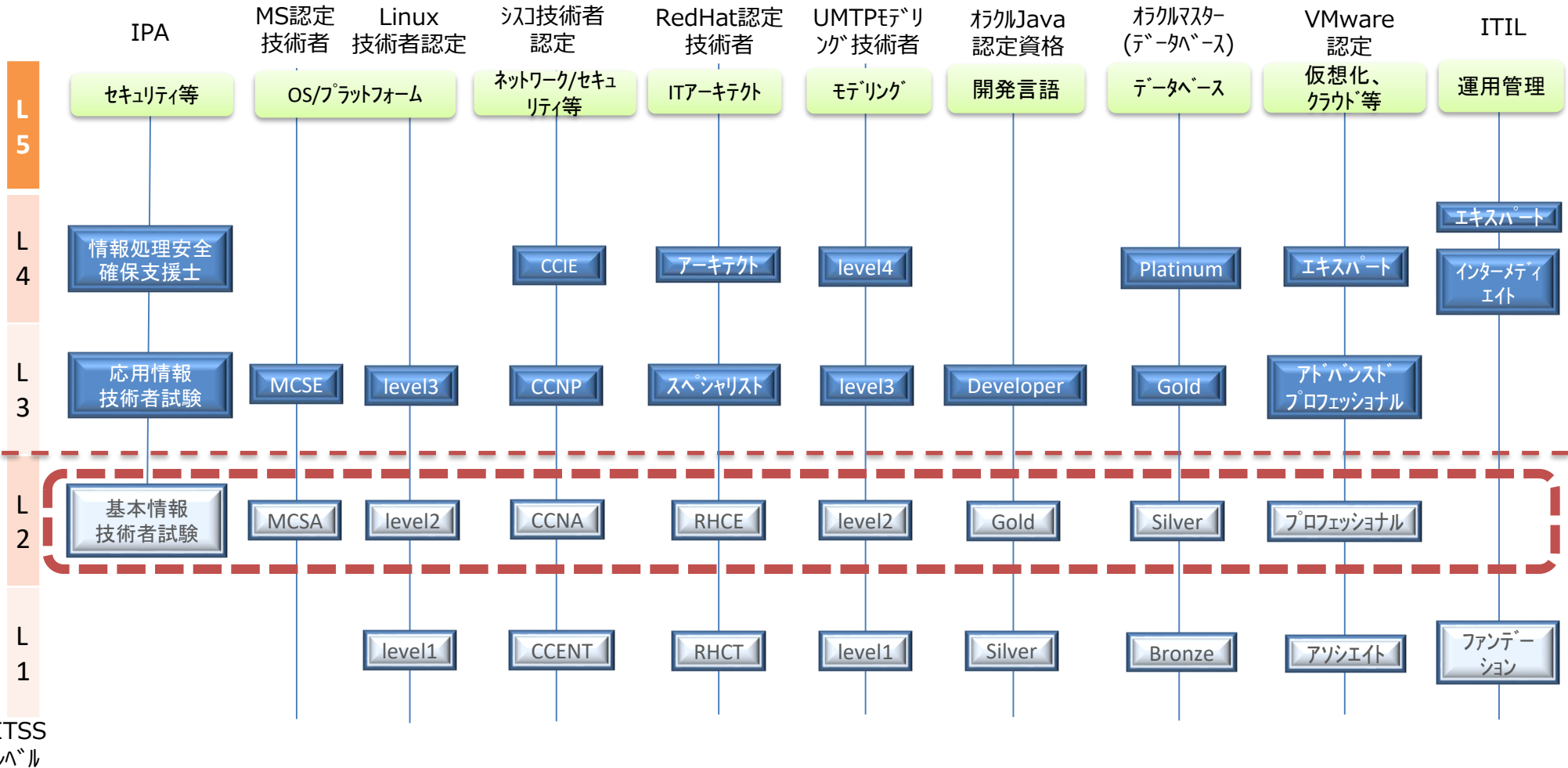
合格率等の一定の要件を満たすものは、**一般教育訓練給付**の対象（※入門的、基礎的なものは対象外）

(※)ITSSのレベル階層の定義については「ITスキル標準V3 2011 1部概要編」(独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省)、各レベルと個別の資格の対応関係については、「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会)ver10r2をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

情報通信系資格の例とそのレベル評価

国家資格

民間資格



(資料出所)「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(NPO法人スキル標準ユーザー協会)、「「情報処理安全確保支援士」と現行の情報セキュリティスペシャリスト試験の位置付けについて」プレスリリース資料(独立行政法人情報処理推進機構)をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

ITリテラシースタンダード（ITLS）の策定及び「ITパスポート試験」の拡充（経済産業省）

- 今後、AI・IoT・ビッグデータ等の新技術は、幅広い業種において、サービスや製品の提供、業務の効率的な遂行等にあたり、活用が進んでいくことが見込まれる。このため、こうした新技術の利活用に関わるリテラシーを、IT技術者のみならず、あらゆる社会人にとって、身につけることが必要とされている。
- これを踏まえ、経済産業省において、AI、IoT、データ分野等で習得すべき知識等を示す「物差し」として「ITリテラシースタンダード」(ITLS)を、2018年中に整備予定。
- あわせて、経済産業省において、このITLS「1級」(上級)レベルのリテラシーを有することを評価するものとなるよう、「ITパスポート試験」(国家試験である情報処理技術者試験の一類型)を2019年度より拡充し、企業の採用選考や従業員の処遇においてAI・IT等に関する能力の反映を促すこととしている。
- 新試験では、既存の「ITパスポート試験」から出題範囲・出題内容を抜本拡充し、特にAI、IoT、データサイエンス、情報セキュリティ等、新技術の利活用や新技術を構成する技術要素に関連する出題を強化。新試験は、2019年4月より実施予定。
- 本試験に係る養成課程の設置は予定されていないが、新資格の取得を目標とする試験合格目標講座が多く開講される見通し。

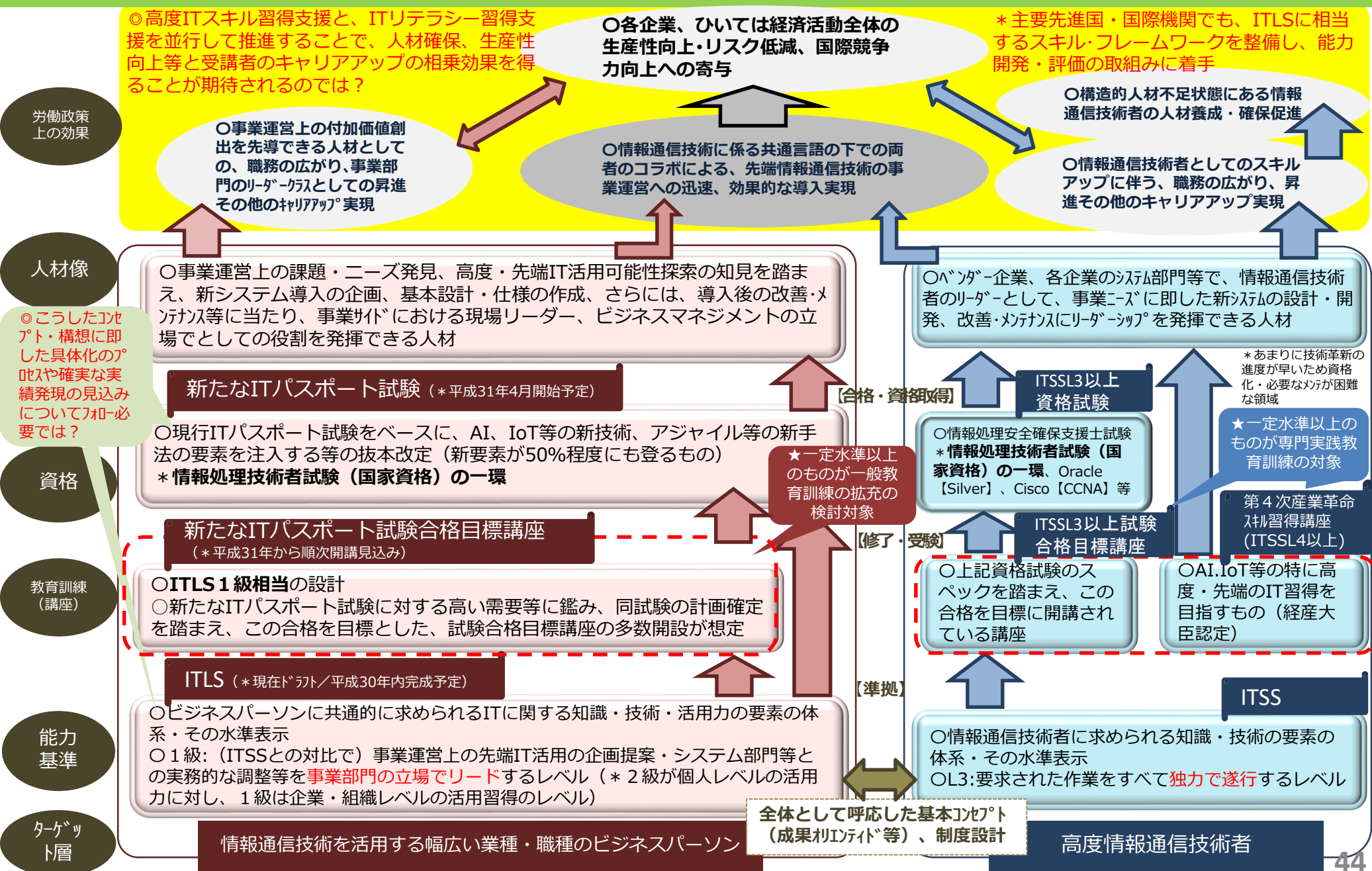
大学・専門学校等による職業実践的な短期プログラム（文部科学省）

- 社会人(在職者)の学び直しについては、学び直しのための時間の確保が大きな課題の一つであり、より短期で密度の高い教育訓練プログラムに対するニーズが高い。
- これを踏まえ、文部科学省において、学校教育法施行規則を改正し、「履修証明プログラム」(特別の課程)の訓練時間の下限を現行120時間から60時間に引き下げる予定(平成31年4月～)。
- これに伴い、社会人向け教育訓練プログラムに関する文部科学大臣認定制度である「職業実践力育成プログラム(BP)」、「キャリア形成促進プログラム」についても、認定対象を拡大し、大学や専門学校等が開講する、一定の要件を満たす社会人向けの職業実践的なプログラムであって、60時間以上120時間未満の短期プログラムについても、新たに文部科学大臣が認定を行うこととする。

ITLS、新たなITパスポート試験の整備等による期待される労働政策上の効果・検討課題

【専門実践教育訓練との対応関係・相乗効果の観点を含めて】

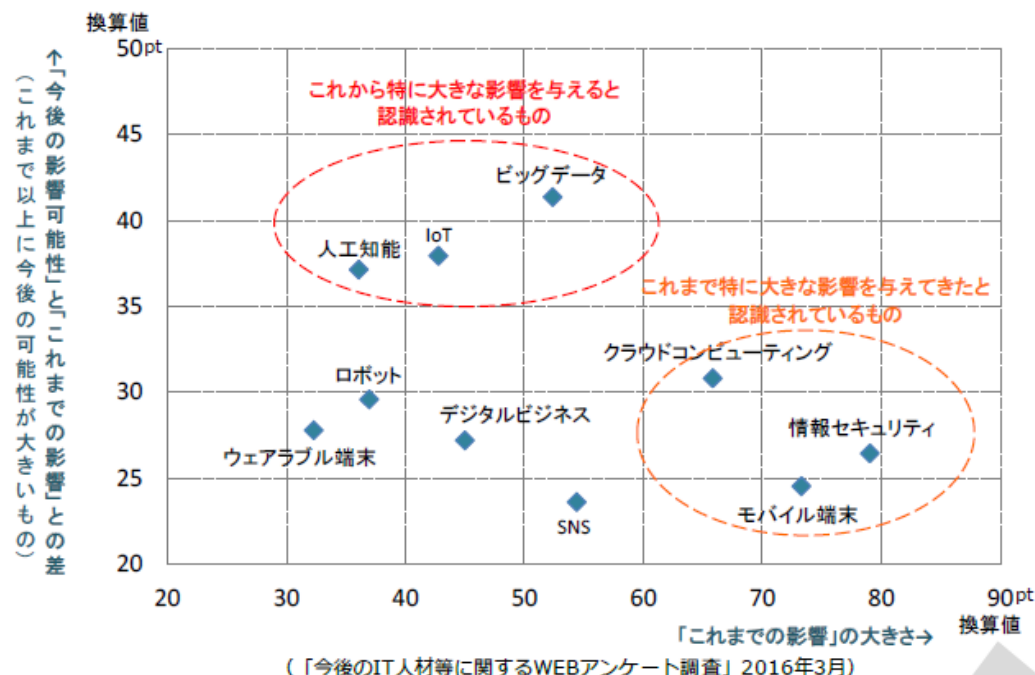
経済産業省作成資料等を参照し厚生労働省にて作成



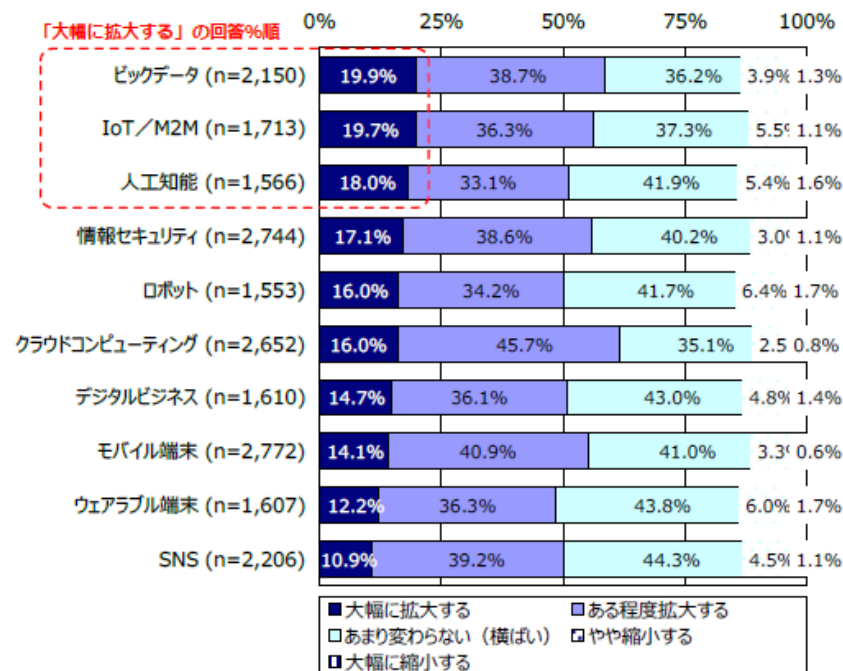
第四次産業革命下で求められる人材①

- 人工知能（AI）、IoT、ビッグデータなどは、今後特に重要性が増し、さらに今後大幅に市場が拡大すると見込まれている

「すでに影響の大きい技術」と「今後大きな影響を与える技術」



先端IT技術に関する今後の市場の拡大見込み



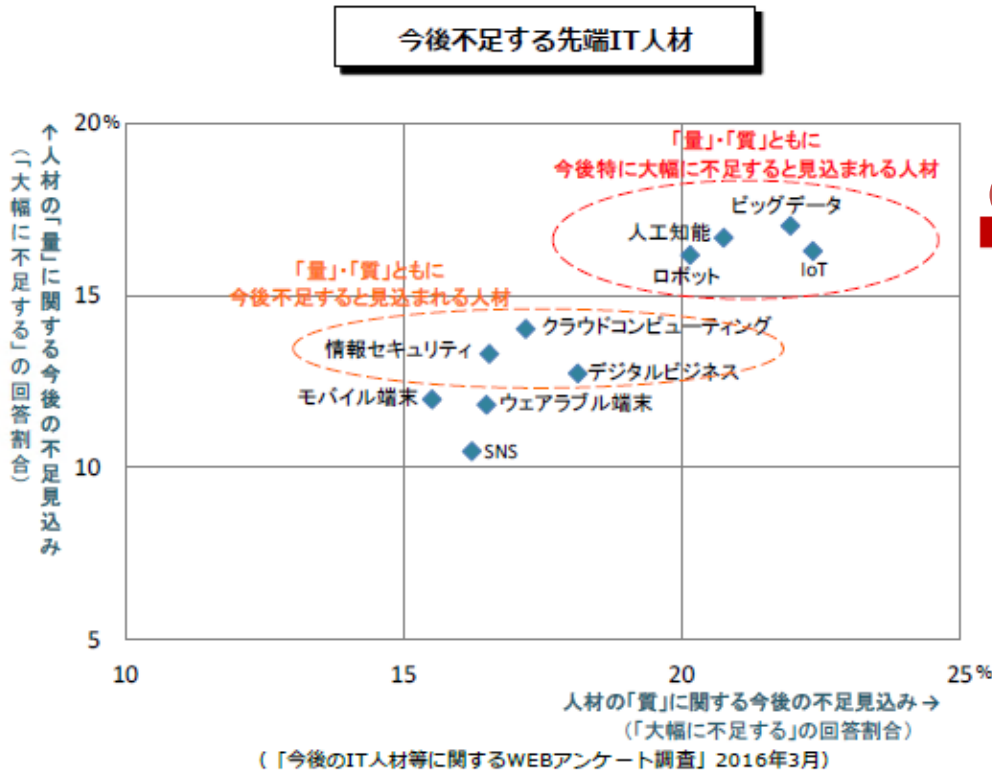
- ▲ 「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」は、「これまで」以上に「これから」特に大きな影響を与えると認識されている「今後注目すべきキーワード」である。

「換算値」は、「非常に大きな影響を与えてきた／与える」を2ポイント、「ある程度の影響を与えてきた／与える」を1ポイントとした際の値。すべての回答者が「ある程度の影響を与えてきた／与える」と回答した場合に100ポイントとなる。

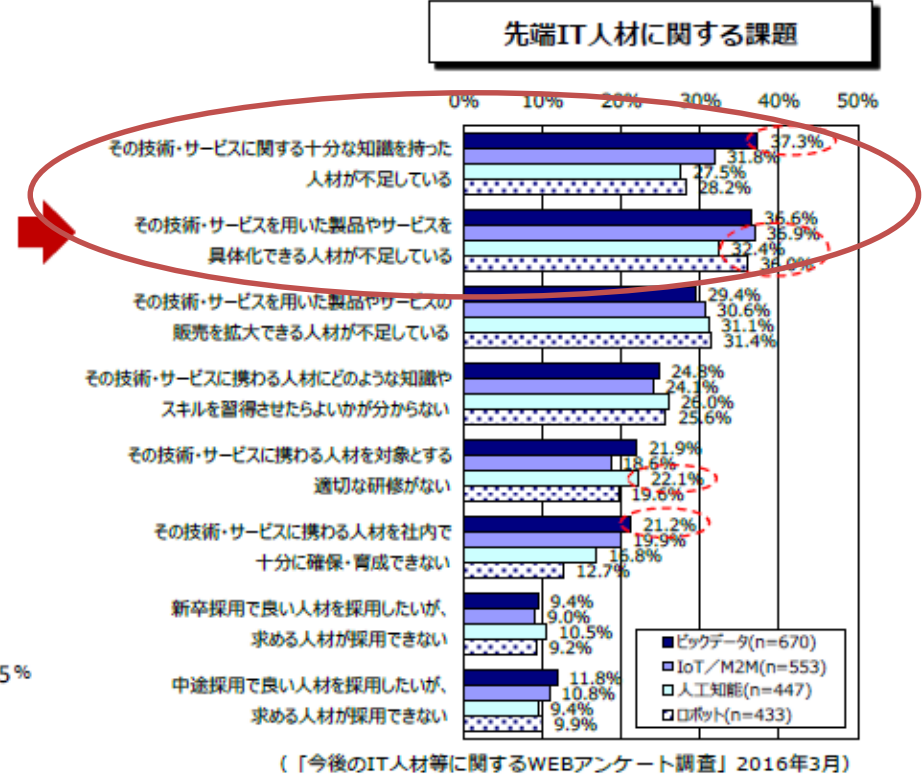
- ▲ 「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」は、「今後大幅に市場が拡大する」という見方が強い。

第四次産業革命下で求められる人材②

- また、これらの分野については、開発等を行うエンジニアだけではなく、**その技術・サービスに関する「十分な知識を持った人材」、「具体化できる人材」（＝リテラシー）**についてのニーズが最も高い



- ▲「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」のほか、「ロボット」に関する人材が「今後特に大幅に不足する」人材として挙げられた。



- ▲ 先端IT人材に関する課題は、「十分な知識を持った人材の不足」のほか、「製品やサービスを具体化できる人材の不足」など。

ITリテラシースタンダード（ITLS）の策定

- こうした産業界のニーズを踏まえ、エンジニア向けのITスキル標準（ITSS）に加え、新たに、**AI、IoT、データ分野で習得すべき知識等を示す「物差し」として**、（独）情報処理推進機構（IPA）において、「**ITリテラシースタンダード**」（IT Literacy Standard）の開発に着手（2018年中に策定予定）
- 先端ITを使いこなして、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつける**のに必要な知識・能力等を定義するため、現在、有識者委員会を開催し、具体的な知識等の体系化を行っている（第1回有識者委員会を9月18日に開催）

	コンセプト	主要要素	目指す人物像	習得内容	知識体系
1級	企業等の組織におけるIT投資の貢献に必要なITリテラシー	知識・スキル (活用イメージ) + 2級の要素	先端ITに関する知識を前提として、ITを活用した業務の改善提案、システム化の支援を担える人材（リーダー人材）	- 先端IT動向の「理解」 - 先端ITの活用手段の「把握」	- 世の中にどのようなITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているか、どのような場面で活用されているかについての理解 - 企業・業務の課題解決場面に有用なITを選定し、そのITを操作して目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力 - ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識 - その他
2級	ITを活用した自己の業務遂行に必要なITリテラシー	考え方 マインドセット (操作)	ITについて理解があり、現場において、新たに導入されるデバイスやツールなどの操作が行える人材	ITの技術、活用動向等の「認知」（感度・関心を持っていること）	- PC等デバイス、オフィス/コミュニケーションツールの操作 - インターネットの理解 - 情報の収集、整理 - 情報モラル、PC等デバイスのセキュリティ管理ほか

○ITLS検討委員

- IT業界有識者
- IT・IT利活用団体代表
- コンサルティング会社
- 先進IT有識者・教育事業者（AI、IoT、データサイエンスなど）
- 情報処理技術者試験 試験委員
- 教育アナリスト（セキュリティリテラシー、情報モラル）

○委員会スケジュール

- | | | | |
|-------------|------|------|-------|
| ～9月 | 素案検討 | 12月 | 初版公開 |
| 9月～11月 | WG開催 | 1月以降 | 普及策検討 |
| (第1回 9月18日) | | | |

○目指すべき将来像

- これからの「読み・書き・そろばん」であるAI技術を使いこなすITリテラシーを誰もが持ち、ヒューマンフレンドリーなAI技術を活用することで、ニーズに合った物・サービスの提供、病気にならないヘルスケア、自由で安全な移動等を実現
- サイバーセキュリティが確保され、AI技術の社会受容が進み、産業から生活まで様々な分野で活用されることで、質の高い新たな雇用やサービスを創出

○現状認識

国民全般にとっても利活用者としてのITリテラシーが必要となっており、それらに加えて、AI技術の発展に伴い人はより創造的な役割を求められるようになることから、今後は、基礎学力、課題設定力、コミュニケーション力など人間としての基礎力がより一層問われることになる。我が国産業の競争力を抜本的に向上させ、今後更に社会でのAI技術の利活用を加速させるためには、より実務を担うAI技術を理解した多くの人材が求められており、従来の概念にとらわれない方法による人材育成、円滑な採用に資する人事・給与制度改革等が急務となっている。

全ての社会人が持つべき「IT リテラシー」についての基準を本年度中に策定するとともに、IT パスポート試験を拡充して「IT リテラシー」を認定するための試験を実施し、企業の採用選考や従業員の処遇においてAI・IT等に関する能力の反映を促す。

ITパスポート試験の抜本改訂（iパス4.0）①

- AIをはじめとした**最新のITを使いこなすITリテラシーを認定**するため、IPAにおいて、「**ITパスポート試験**」を**抜本改訂（iパス4.0）**し、第四次産業革命に対応した試験内容へと拡充
- 「業務と役割」、「期待する技術水準」に**新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT等）**や、**新しい手法（アジャイル、DevOps等）の活用や知識を追加**（2019年4月から新試験実施）

試験要綱

改訂前

業務と役割

- ① 利用する情報機器及びシステムを把握し、活用する。
- ② 担当業務を理解し、その業務における問題の把握及び必要な解決を図る。
- ③ 安全に情報の収集や活用を行う。
- ④ 上位者の指導の下、業務の分析やシステム化の支援を行う。

期待する技術水準

- ① 利用する情報機器及びシステムを把握するために、コンピュータシステムやネットワークに関する知識をもち、オフィスツールを活用できる。
- ② 担当業務を理解するために、企業活動や関連業務の知識をもち、また、担当業務の問題把握及び必要な解決を図るために、システム的な考え方や論理的な思考力をもち、かつ、問題分析及び問題解決手法に関する知識をもち、
- ③ 安全に情報を活用するために、関連法規や情報セキュリティに関する各種規定に従って活動できる。
- ④ 業務の分析やシステム化の支援を行うために、情報システムの開発及び運用に関する知識をもち、

改訂後

- ① 利用する情報機器及びシステムを把握し、活用する。
- ② 担当業務を理解し、その業務における問題の把握及び必要な解決を図る。
- ③ 安全に情報の収集や活用を行う。
- ④ 上位者の指導の下、業務の分析やシステム化の支援を行う。
- ⑤ **担当業務において、新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT など）や新しい手法（アジャイルなど）の活用を推進する。**

- ① 利用する情報機器及びシステムを把握するために、コンピュータシステム、**データベース**、ネットワーク、**情報セキュリティ**に関する知識をもち、オフィスツールを活用できる。
- ② 担当業務を理解するために、企業活動や関連業務の知識をもち、また、担当業務の問題把握及び必要な解決を図るために、システム的な考え方や論理的な思考力をもち、かつ、問題分析及び問題解決手法に関する知識をもち、
- ③ 安全に情報を**収集し、効果的に**活用するために、関連法規や情報セキュリティに関する各種規定に従って活動できる。
- ④ 業務の分析やシステム化の支援を行うために、情報システムの開発及び運用に関する知識をもち、
- ⑤ **新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT など）や新しい手法（アジャイルなど）の概要に関する知識をもち、**

ITパスポート試験の抜本改訂（iパス4.0）②

- 出題範囲やシラバスにおいても、**新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT等）**や、**新しい手法（アジャイル、DevOps等）**を**全面的に追加**することを明示
- 新たな出題項目を半年間で50%程度まで引き上げ**、試験内容を抜本的に改訂

シラバス

出題範囲 シラバス

出題割合

改訂前

ストラテジ系 経営全般	経営戦略、財務、法務など経営全般に関する基本的な考え方、特徴など
マネジメント系 IT管理	プロジェクトマネジメント、システム開発などIT管理に関する基本的な考え方、特徴など
テクノロジー系 IT技術	ネットワーク、セキュリティ、データベースなどIT技術に関する基本的な考え方、特徴など

非公表
(試験内容に関わるため)

改訂後

すべての分野で、新しい技術・手法の出題を強化

- 「**新しい技術**」の追加（AI、ビッグデータ、IoTなど）
- 「**新しい手法**」の追加（アジャイル、DevOpsなど）
- 「情報セキュリティ」の強化

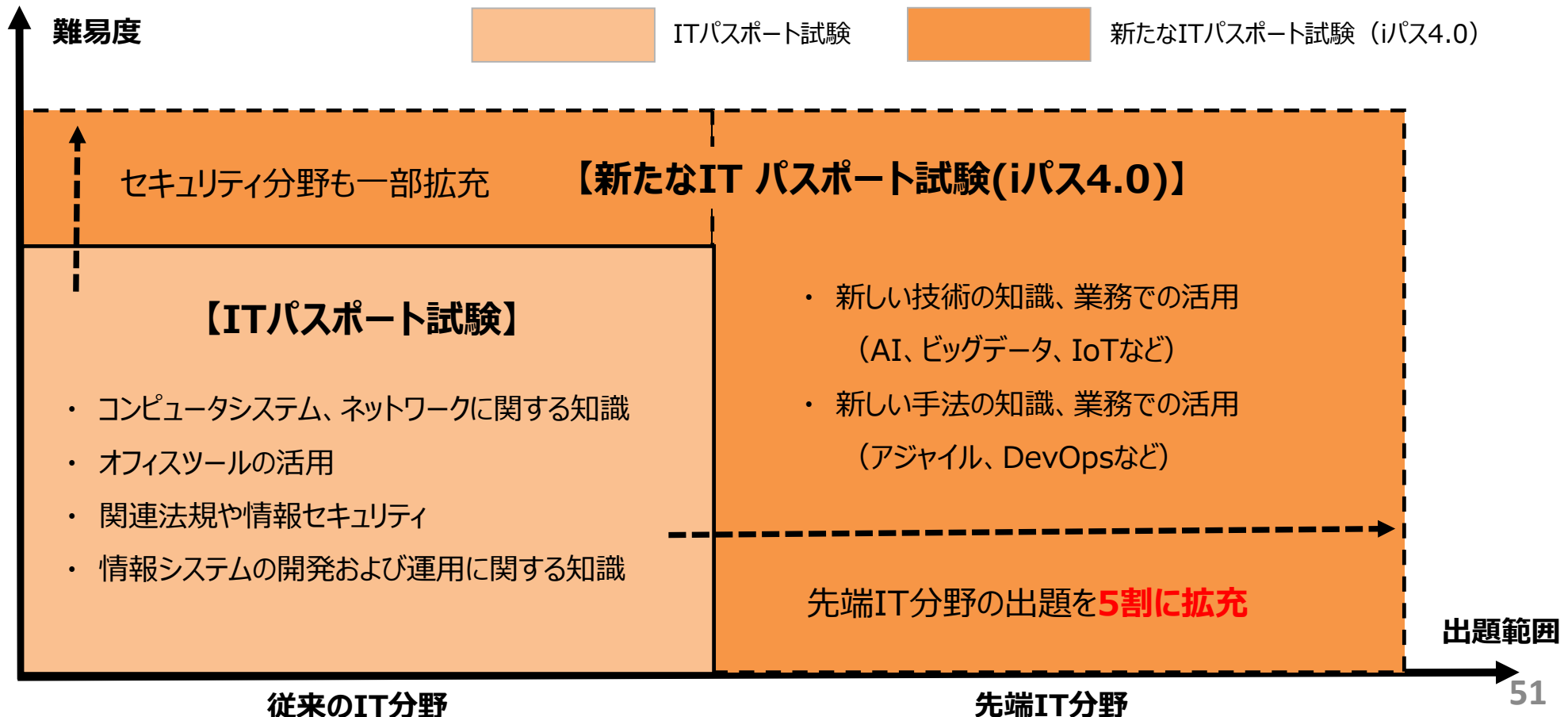
- 新たな出題項目を**50%程度まで引き上げ**
(2019年10月を目途)

〔追加する主な項目・用語例〕

- 新しい技術や手法
AI（ニューラルネットワーク、ディープラーニング、機械学習ほか）、フィンテック（FinTech）、仮想通貨、ドローン、コネクテッドカー、RPA（Robotic Process Automation）、シェアリングエコノミー、データサイエンス、アジャイル（XP((エクストリームプログラミング))、ペアプログラミングほか）、DevOps、チャットボット、IoTデバイス（センサー、アクチュエーターほか）、5G、IoTネットワーク（LPWA((Low Power Wide Area))、エッジコンピューティングほか）など
- 情報セキュリティ分野
サイバーセキュリティ経営ガイドライン、不正のトライアングル、DLP（Data Loss Prevention）、ブロックチェーン、多要素認証、IoTセキュリティガイドラインなど

従来の試験と新たなITパスポート試験（iパス4.0）との関係

- 新たなITパスポート試験（iパス4.0）は、出題範囲を大幅に拡大し、先端IT分野についての出題を半分に引き上げるとともに、セキュリティ分野についても一部拡充を行うことで、内容を大幅に改訂



(参考) ITLS 1 級との対比

- IPAにおいて、ITリテラシースタンダード (ITLS) の各要素と突合・整合し、新たなITパスポート試験 (iパス4.0) は、ITLS 1 級相当としている

【ITLS 1 級】

① 世の中にどのようなITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているか、どのような場面で活用されているかについての理解

② 企業・業務の課題解決場面に有用なITを選定し、そのITを操作して目的に合う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力

③ ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識

④ その他

【新たなITパスポート試験のシラバス】

12.経営管理システム、13.技術開発戦略の立案・技術開発計画、14.ビジネスシステム、15.エンジニアリングシステム、16.e-ビジネス、17.IoTシステム・組込みシステム、42.入出力デバイス、43.システムの構成、44.システムの評価指標、45.オペレーティングシステム、46.ファイルシステム、47.オフィスツール、48.オープンソースソフトウェア、49.ハードウェア (コンピュータ・入出力装置)、58.ネットワーク方式、59.通信プロトコル、60.ネットワーク応用

1.経営・組織論、2.OR・IE、9.経営戦略手法、10.マーケティング、11.ビジネス戦略と目標・評価、18.情報システム戦略、19.業務システム、20.ソリューションビジネス、21.システム活用促進・評価、36.データ構造、37.アルゴリズム、38.プログラミング・プログラム言語、39.その他の言語、50.ヒューマンインターフェース技術、51.インターフェース設計、52.マルチメディア技術、53.マルチメディア応用、54.データベース方式、55.データベース設計、56.データ操作、57.トランザクション処理

4.知的財産権、5.セキュリティ関連法規、労働関連・取引関連法規、7.その他の法律・ガイドライン・技術者倫理、61.情報セキュリティ、62.情報セキュリティ管理、63.情報セキュリティ対策・情報セキュリティ実装技術

3.会計・財務、8.標準化関連、22.システム化計画、23.要件定義、24.調達化計画・実施、25.システム開発技術、26.開発プロセス・手法、27.プロジェクトマネジメント、28.サービスマネジメント、29.サービスサポート、30.ファシリティマネジメント、31.システム監査、32.内部統制、33.離散数学、34.応用数学、35.情報に関する理論、40.プロセッサ、41.メモリ

新たなITパスポート試験（iパス4.0）活用イメージ

- 新たなITパスポート試験では、新しい技術や手法についての知識を取得し、実際の業務での活用を推進できることを目標としており、**様々な分野において、先端ITの導入・活用を提案・推進できる人材**となることが想定される

■ 現行のITパスポート試験の受験に加え、新たな試験で導入する先端IT分野の知識も自発的に学び、企業において活用した典型例 ■

	イメージ	人物像	活用フェーズ
①	畜産業（農業組合法人）における、センサを活用した業務効率化の実現	事業部 Pさん	IT企画・導入
②	ハウスメーカーにおける、営業支援システム（SFA）の活用の推進	営業部 Gさん	IT活用推進
③	ゴムチューブ製造工場における、検査工程のIT化の推進	検査員 Bさん	効果的な提案

①畜産業

Pさんは農業組合法人であるE農場の事業部門の責任者である。飼育している親牛のお産の際は飼育員による介助が必要であるが、お産はいつ何時やってくるか分からず、親牛が産気づくのを24時間体制で監視していなければならないことが課題であった。

IT化の必要性を常日頃感じていたPさんは、ITパスポート試験の学習を通して、様々な新技術を理解していた。IoTソリューションの事例からもヒントを得て、センサで取得した親牛の挙動からお産の兆候を検知し、離れた場所にいる飼育員に通知するという仕組みを考案した。

この仕組みの実現によって、確実な介助と飼育員の負担削減を両立し、経営の効率化を果たすことができた。



②ハウスメーカー

Gさんは中堅ハウスメーカーの営業部に所属している。このたび、最新のAIによるビッグデータ分析機能を有した営業支援システム（SFA）が営業部に導入された。しかし、多機能な反面、使いこなすことも難しく、多くの営業部員は活用できていなかった。

ITパスポート試験の学習を通して様々な新技術を理解していたGさんは、導入されたSFAに備わっているデータ分析機能の特徴、利点などを的確に把握することができた。そこで、自社の営業活動にとって効果的な使用方法をマニュアル化して営業部内に展開し、システム活用を推進した。

その結果、業績は右肩上がりとなり、貢献を評価されたGさんは、営業部のチームリーダーを任されることとなった。

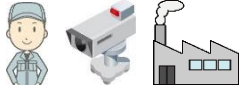


③ゴムチューブ製造工場

ゴムチューブを製造するQ工場では、熟練した検査員による目視検査によって高い品質を保っていた。経営者は事業規模の拡大を目指し、拠点の海外展開、生産量の増加という二つの経営方針を掲げた。それらを推進するためには検査員の人数を増やさなければならない一方、検査ノウハウの継承は一朝一夕にはいかないということが課題となっていた。

検査部門のベテラン検査員であるBさんは、ITパスポート試験の学習を通して様々な新技術を理解していた。そんなBさんの噂を耳にした経営者は、「検査工程の一部又は全てをIT化することはできないだろうか」とBさんに相談した。Bさんは、最新のAI理論、画像認識技術などを駆使すれば自らの長年の経験と勘による検査と遜色ない検査品質を保てるであろうことを、経営者に対して分かりやすく説明した。

業務とITの両面を理解した上でのBさんの意見は経営者にとって大いに参考になり、新技術による検査システムの導入検討が開始した。これを契機に、Bさんは業務改善チームに抜擢され、現場リーダーとしてITを活用した業務改善に尽力している。



新たなITパスポート試験に対する企業の声

物流大手

- 物流業界も新たな価値創造型産業への転換が求められている。
- 物流業界に変革をもたらす新技術への投資を積極的に行い、自動運転による隊列走行、物流センターの自動化、AIを活用した物流ソリューション、ドローンの多目的活用などのテーマの実現及び付加価値の創出に向けて取り組んでいる。
- 拡充版ITパスポート試験の普及によって、新技術に関する知識を有する人材の裾野拡大が図られることを期待。

証券大手

- Finance（金融）とTechnology（技術）の融合によるFintech（フィンテック）などの先端技術をいち早く活用して、オープンイノベーションによる革新的な金融サービスを創造し、顧客志向で利便性が高く、安心・安全な次世代金融サービスの提供を図ることを目的として、多様なニーズにお応えする商品ラインナップの整備やビッグデータを活用した投資情報サービスの提供などに取り組んでいる。
- また、AI等の最新の技術を駆使することにより、高度化と効率化を達成しながらパフォーマンスを向上させるなど、ITを活用した従業員の働き方改革も進めている。
- ネット証券の重要な経営資源はシステムであり、ITに関する基礎知識は必須と判断し、全社的にITパスポート試験（iパス）を推奨している。
- 拡充によって、新技術に関する知識をより習得しやすくなるのであれば、試験を活用する側にとってうれしいことと受け止めている。

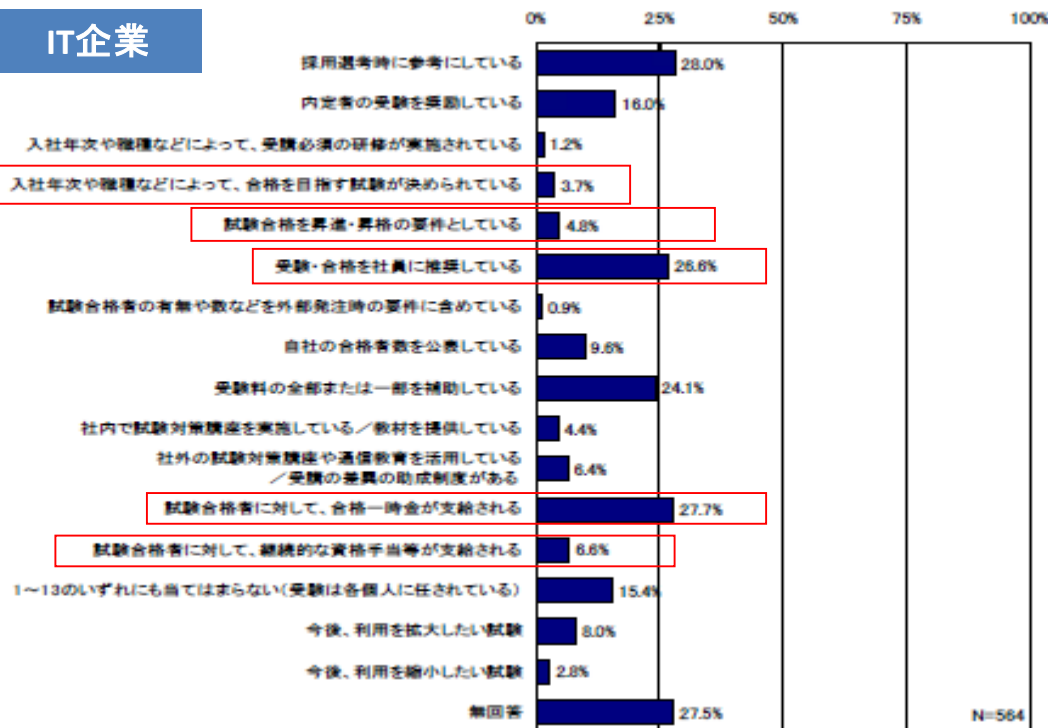
ガス大手

- 地域密着の営業体制や技術力等の強みを活かしながら、IoT、AI、モバイルやビッグデータ活用等、デジタル技術の効果的な導入に向けて、積極的に取り組んでいる。
- 具体的な事例として、LNG基地・発電所における故障予兆検知や運転・保守業務効率化、LPガス使用量データを活用した配送業務最適化、コールセンターへの音声認識技術導入による対応品質向上とオペレータ業務省力化があげられる。
- デジタル技術を含めたITリテラシ向上にITパスポート試験が有効であると認識している。

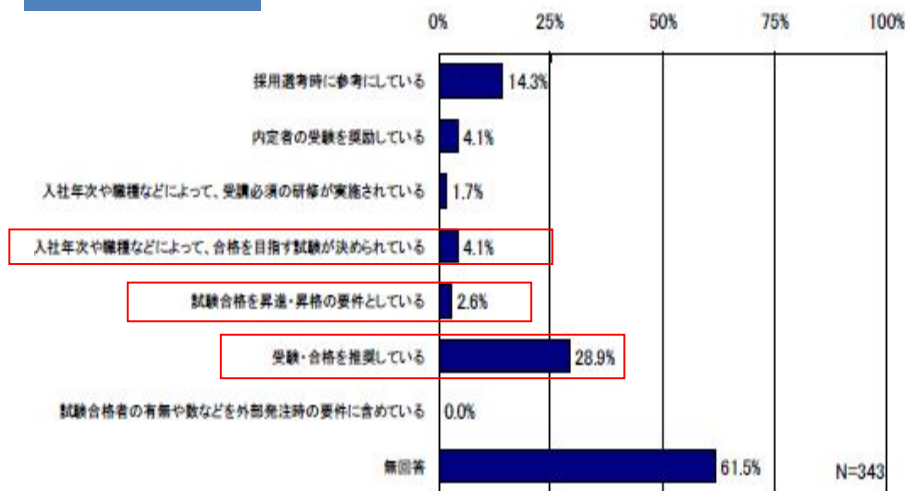
ITパスポート試験の活用について

- すでに企業においてITパスポート試験が活用されているが、第四次産業革命において社会・企業のニーズに合った内容に抜本改訂することにより、更なる活用を促していく

IT企業



ユーザ企業



(資料) IT人材白書 2013 (IPA)

人事制度への反映

- 現場のIT管理者となる「ITリーダー」を配置。この「ITリーダー」は、社内認定資格の【ITエキスパート】から選任され、【ITエキスパート】は独自のデータ分析研修や情報セキュリティ研修の受講のほか、IT利活用スキルとセキュリティスキルを幅広く習得できるITパスポート試験(国家試験)に合格することを要件としている。(鉄道)

取得の奨励

- オンライン証券の重要な経営資源としてシステムを重視しているほか、現在のIT社会においてITに関する基礎知識は必須と判断し、全社的にITパスポート試験を推奨し、全社員は試験の合格を勧奨。(証券)
- 様々なITシステムとの関わりがある金融機関にとって、ITに関する知識は必要不可欠であり、全社員を対象とした「公的資格取得報奨金制度」にITパスポート試験を指定している。(金融)

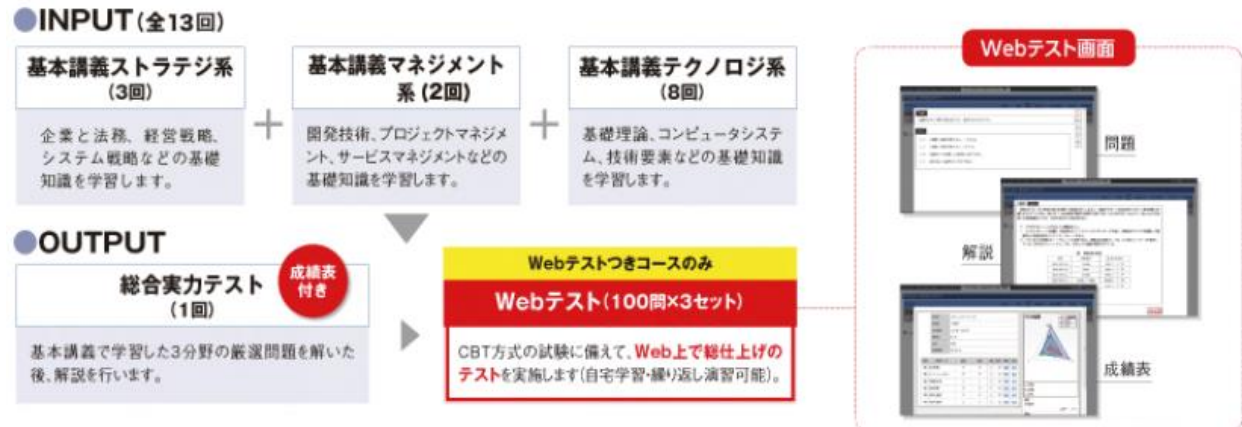
試験合格目標講座について

- 現在、民間教育事業者・大学・団体等で開講されている、ITパスポート試験の合格目標講座は 42 講座（通信講座を含む）
- このほか、学内向けに実施している大学が 19 講座あるが、社会・企業のニーズを踏まえて、これらの講座を社会人向けに開講することも促していく

※いずれもIPAにおいて、インターネットを活用して調査した結果

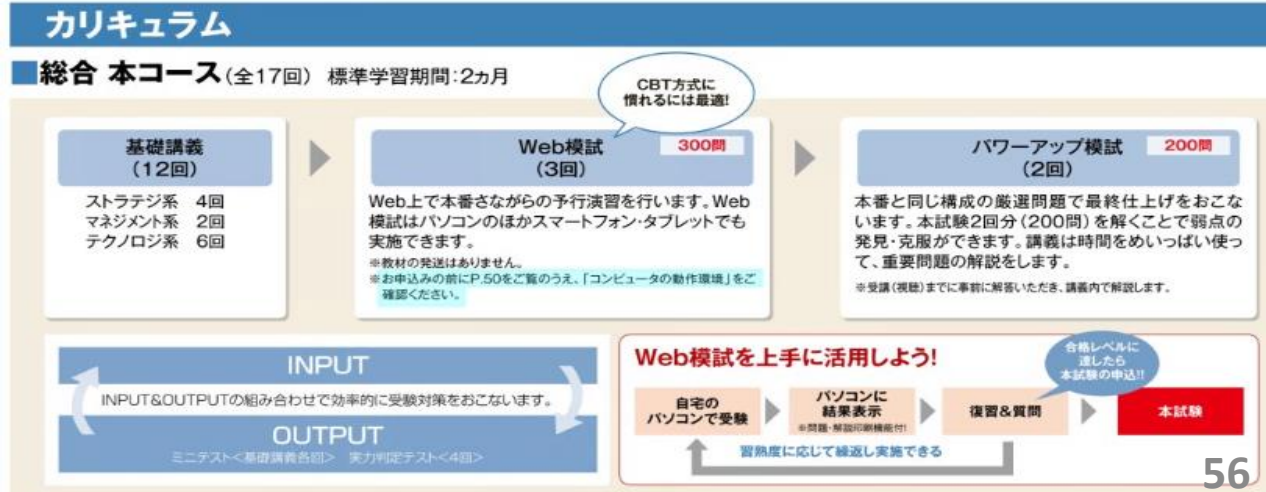
現在のプログラム内容① (例：TAC)

- 講座種別 : 通学
- 標準学習期間 : 3ヶ月 (32 時間)
※テスト時間を除く
- 講座内容 : 講義13回
(総合実力テスト1回、WEBテスト3セット)



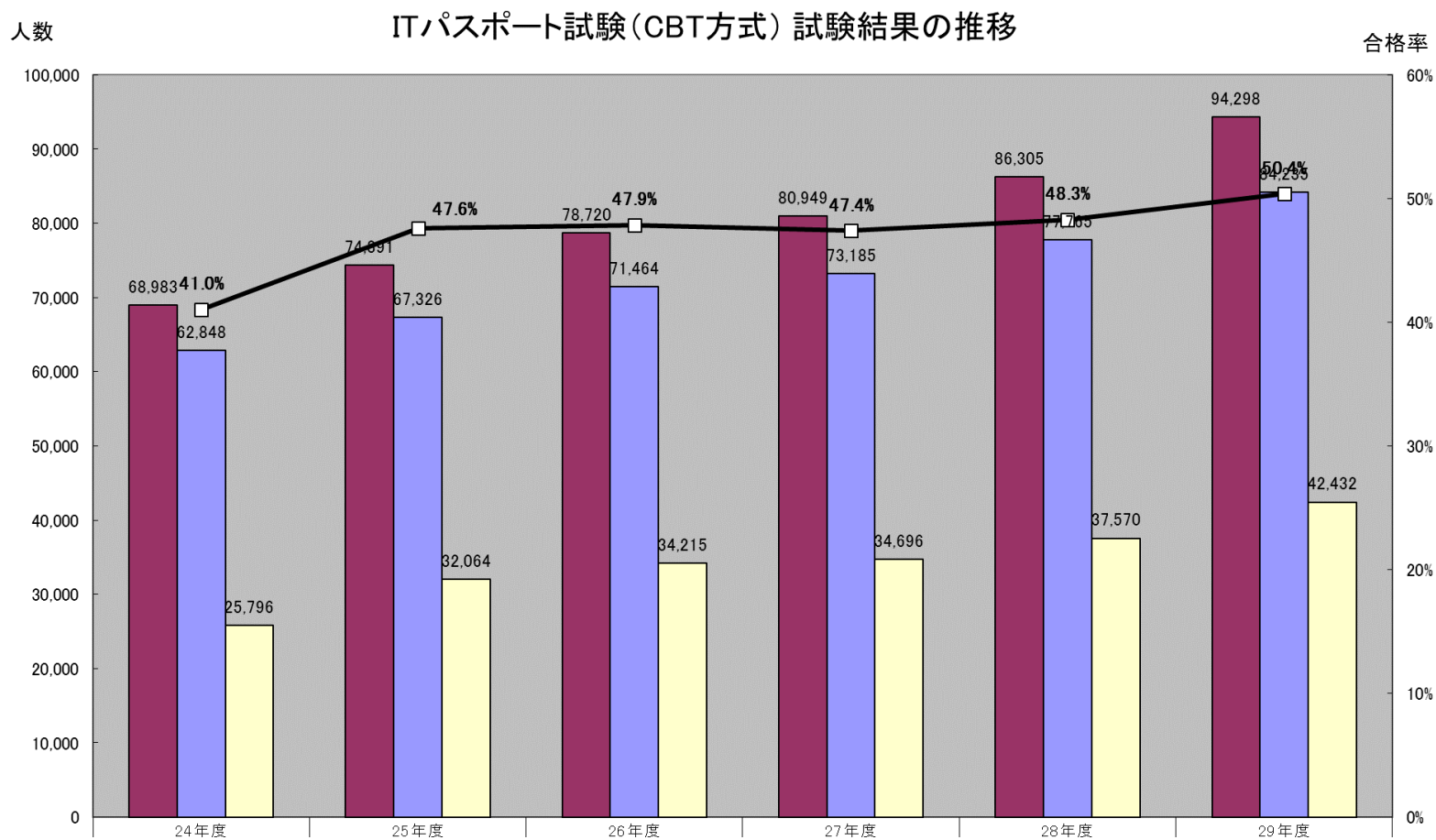
現在のプログラム内容② (例：大原)

- 講座種別 : 通学
- 標準学習期間 : 2ヶ月 (30 時間)
※模試時間を除く
- 講座内容 : 講義12回
(Web模試3回、パワーアップ模試2回)



ITパスポート試験の受験者数等について

- 2009年度の試験開始から2018年7月末現在までの応募者総数は約90万人、合格者総数は約39万人。CBT開始以降は、毎年8万人前後が受験
- 新たなITパスポート試験については、2023年度までに受験者数を50万人とすることを目標としている（社会人以外の受験者も含む）



1. 学び直しに関する国民の意識①（学び直しに適切な時間数）

文部科学省
作成資料

○仕事上の必要性によって生涯学習を行った人が大学等での学び直しに適切だと考える時間数としては、60時間程度が最多。

○大学などでの学習に期待する成果として以下を想定している人は、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間程度とした人が最多。

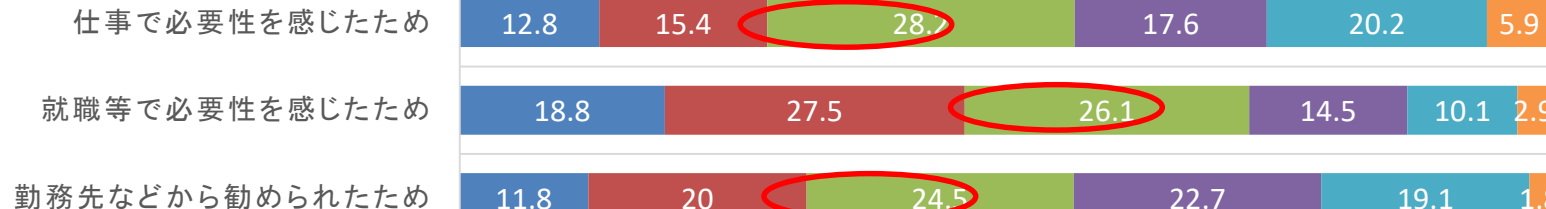
- ・特定分野の基礎的な知識を得ること
- ・特定分野の先端的・専門的な知識を得ること
- ・転職などのために必要な知識を得ること

○ 学び直しに適切な時間数

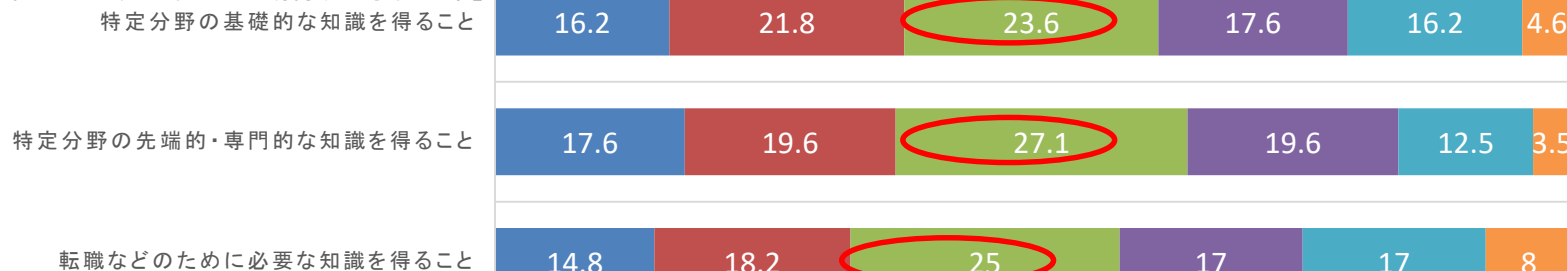
問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない

【過去1年間に生涯学習を行った人の学習動機】



【学び直しに意欲がある人の期待する学習成果】



学び直しに関する国民の意識②（学び直しに適切な時間数）

○過去1年間で生涯学習を行ったことがある人のうち、学習成果を仕事や就職の上で生かしていると回答した人の間では、大学等での学び直しに適切な時間数について60時間程度とした人が最多。

○生涯学習を行ったことがない人のうち、仕事が忙しく時間がないことを理由にあげた人の間では、大学等での学び直しに適切な時間数について60時間程度とした人が最多。

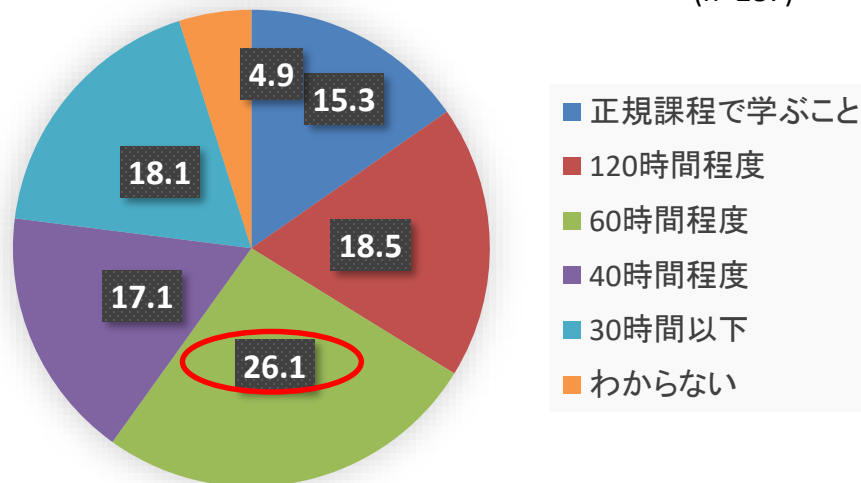
○ 学び直しに適切な時間数

問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

過去1年間で生涯学習を行ったことのある人

学習成果を仕事や就職の上で生かしている

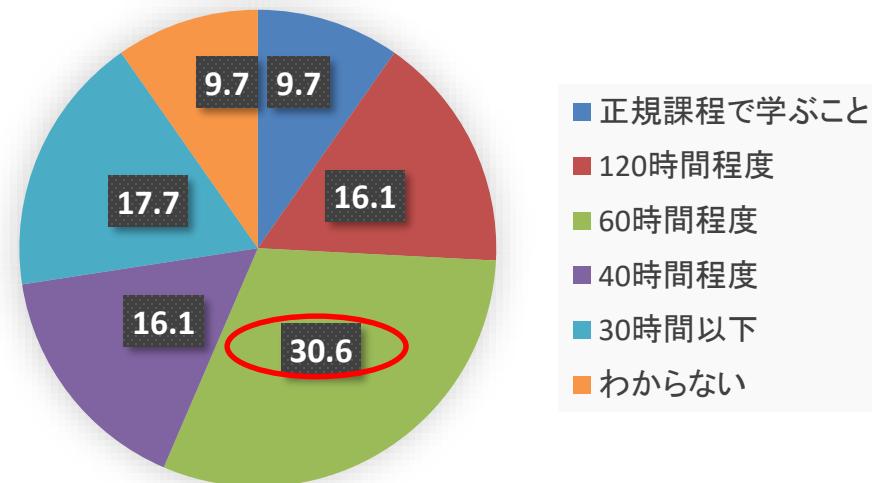
(n=287)



今まで生涯学習を行ったことのない人

仕事が忙しくて学習の時間がない

(n=62)



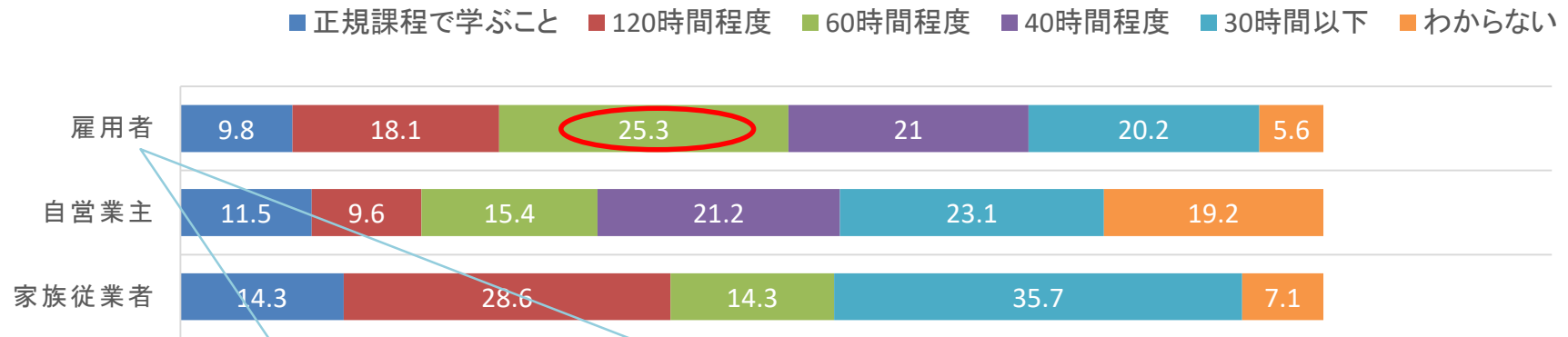
学び直しに関する国民の意識③（学び直しに適切な時間数）

○従業上の地位が雇用者である人については、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間とする割合が最多。

○雇用者のうち、「管理職/専門・技術職/事務職」の全ての区分について、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間とする割合が最多。

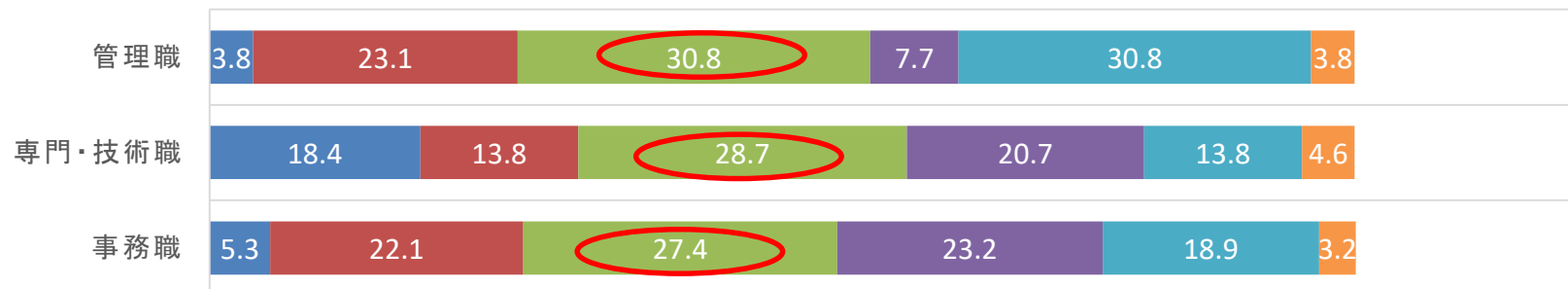
○ 学び直しに適切な時間数

問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。



雇用者内訳

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない



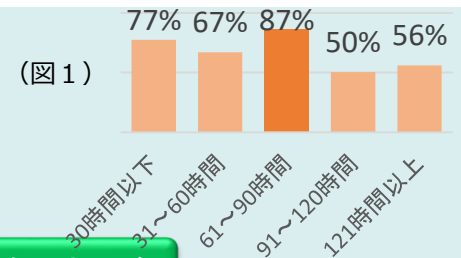
2. 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」のうち短時間（60時間以上120時間未満）のものを想定した場合のイメージ

下限時間数引き下げのねらい

キャリア形成促進プログラム(120時間以上2年未満)

プログラム受講生のこれまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、必要なエッセンスを体系的かつ効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム

平成30年8月：大臣認定制度創設
平成31年1月：初回認定実施



認定要件である修業年限の下限を引き下げ

短時間(60時間以上120時間未満)

プログラム受講生の**在籍する企業等においてキャリアアップに必要なエッセンスを短期集中で効率的に習得できるよう抽出**したカリキュラム

【目指す人材像】

○現場のリーダー層(例：測量等にドローン技術を活用できる人材)

履修証明制度の下限時間数引き下げ

- ・学び直しの障害要因
⇒1年未満の**短期間で学べる教育プログラムが少ない**
- ・履修証明制度等の改善点：
⇒総授業時間数がより**短時間での修了が可能な制度とすべき**
- ・大学等の社会人向けプログラムにおける募集定員の充足率
61～90時間：87%、121時間以上：56%（図1参照）

平成30年度中：学校教育法施行規則改正（予定）
＝**履修証明制度の下限**を現行の**120時間から60時間**へ引き下げ

【期待される効果】

- ・大学・専門学校等による従来より短期の教育プログラムの供給を促し、社会人の短期の学び直しニーズに対応。
- ・学び直しプログラムの多様化を促す。

修業年限以外の認定要件は共通

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価を実施し評価結果を公表。

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施。

「専修学校における60時間以上120時間未満の社会人等向けプログラム」の具体的な例

建設分野におけるドローン技術活用講座【60時間】

1 プログラム概要

- 測量技術者や土木施工技術者向けに、今後、運輸、報道、エンターテインメント等を含め、**活用領域の一層の拡大が見込まれるドローンについて、飛行理論、関連法規等の専門知識や運航・撮影・データ処理等の技能等を短期間で集中的に習得**することで、建設分野等での事業運営上のドローン活用のリーダー等として**中心的役割を発揮できる人材育成**を目指すプログラム。
- 飛行申請から収集データの3D処理とその活用までの**一連の過程**を企業内実習を交えることで、**実践的能力習得が可能となるカリキュラム**。
- 全日土曜日**（10:00～17:00、休憩1時間）**コースの場合**、期間は**4ヶ月**。（全授業時間は**60時間**。）

2 企業連携の取組内容

- 測量・インフラ（橋梁、トンネル、ダム等）メンテナンス関連企業と連携し、GPSを搭載したドローン技術と関連させながら習得。**
- 空撮・イベント映像の製作会社と連携し、撮影技術や撮影のための知識等、映像に関する知識も習得。**
- プログラミングを用いて飛行計画やエンターテインメントショーを行う企業と連携し、ドローンとプログラミングの技術を習得。**

4 カリキュラム内容

- 全60時間中、**ドローンの関連法規の理解及び飛行申請、構造・操縦・点検方法の理解、収集データの3D処理、手動・プログラミングによるドローンへの飛行指示（天候等に応じた対応について要熟練）等の演習・実習が、企業連携のものも含め48時間。**
- 授業内容は一般社団法人日本UAS産業振興協議会が認定する2つの**民間資格取得を目指す内容にも準拠しており、これら資格取得にも結び付くもの。**
- 企業と連携した演習・実習の他に、6時間は**企業内実習（インターン）で職業体験し、3時間は先進企業を訪問し、最先端の取り組みを知る。**

3 主な対象者

- 建設・測量関係企業で、インフラメンテナンスや設計、測量を主な業務としている技術者（関連資格保有者）であって、これまでの専門知識や専門技術とドローンの先端・知識・技能を組合わせた複合的なスキルを身につけた、ハイブリッド型の技術者としてキャリアアップを目指す者。**

5 受講の効果・成果

- 受講者の多数は、建設・測量技術者としての職務経験・関連資格（建築士、施行管理技士、測量士等）を有する者。かかる資格保有者で、子育てによりキャリアが中断、再就職を希望する者もいる。
- 建設分野でGPSを搭載したドローンを活用したリアルタイムな測量等は、人材不足が顕著な分野であり、建設系の技術に加えドローン技術を持ち、建築設計時に3Dデータの活用や災害時の被害状況調査ができる技術者の需要は極めて高く、キャリアアップ効果が見込まれる。**
- 受講者の在籍する企業の立場でも、**生産性・競争力の向上に寄与を期待。**

「専修学校における60時間以上120時間未満の社会人等向けプログラム」の活用イメージ

ドローン技術活用講座では、**活用領域の一層の拡大が見込まれるドローンについて**、飛行理論、関連法規等の専門知識や運航・撮影・データ処理等の技能等を**短期間で集中的に習得**することで、**事業運営上のドローン活用のリーダー等として中心的役割を発揮できる人材を育成**することを想定。

受講者像	①基準点測量の技術者 Kさん	②離職中の元映像技術者 Sさん
活用イメージ	迅速かつ正確な測量及びデータ処理技術の習得により、効率的な設備点検や速やかな災害復旧に貢献。	新たな撮影技術やデータ処理技術の習得により、高度な映像表現が可能に。
企業・個人の課題	Kさんの勤める測量会社は、道路や河川等において基準点測量等を行う会社で、公共工事などを受注していた。近年多発する地滑りや堤防の決壊等に予防・事後対応するために、測量に関する新たな技術の習得が求められており、速やかな災害復旧のために、迅速かつ正確な測量技術の獲得が課題となっていた。	TV映像の製作会社に勤務していたSさんは、結婚を機に子育てに専念し、専業主婦となった。会社では、スタジオなどで撮影した映像にテロップの挿入、人物などの撮影を行っていた。しかし、離職中の期間が長くなり職場への復帰が難しくなっていた。
講座で得たこと	基準点測量を行う技術者のKさんは、立ち入り困難な場所や災害時の危険な測量には、ドローンによる新しい測量技術を学ぶ必要性を感じ、ドローン技術活用講座を受講してドローンに関する知識や技術を習得した。ドローンの申請から操縦までを一通り行える人材が社内にいることで、緊急性のある事案に対しても速やかに対応できるようになった。	離職してから5年が経ち、現場に戻ることを考え、映像処理などの技術を活かしてドローン撮影の技術、データ処理、3Dモデルの作成技術を習得したいと考えた。そこで、ドローン技術活用講座を受講し、立ち入り困難な場所等における新たな撮影技術やデータ処理技術を習得した。
講座の成果	インフラの老朽化が進み、また災害が多発する我が国では従来の測量とドローンによる測量ができるハイブリッドな人材の確保が急務であることから、Kさんは測量部門の責任者に抜擢され、新規事業の開発や新技術の導入などの業務に尽力することになった。地域の守り手としてこの地域での企業イメージのアップとなり、業務の確保につながっている。	映像処理技術や撮影技術に加えて、複合的な技術を持ち、高度な映像表現が可能な専門人材として復職しやすくなった上に、復職後しばらくしてから新たな撮影技術とデータ処理を推進する現場責任者を任されることになった。

3. 大学における短期かつ魅力的なプログラムの必要性

結果の出典:社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
(平成27年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業)

①事業者・大学のニーズ

夜間や休日など社会人に配慮した時間帯での開講や
短時間で修了できるコースに事業者の高いニーズ

社会人に配慮した時間帯
での授業開講 **44%**

短時間で修了できるコース
の充実 **36%**

インターネット等による授業
の整備 **31%**

授業料を安く設定すること **25%** 事業者へのアンケート
＜今後、大学等に教育環境面で特に実施してほしいこと＞

多くの大学が、履修証明プログラムの評価向上とともに、
短時間での修了を可能とする制度を希望

社会的認知度・評価の向上 **43%**

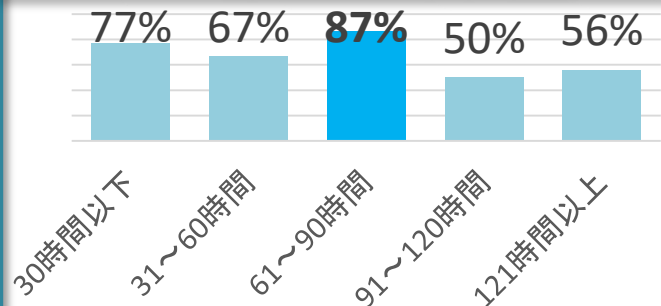
修了者の企業等における処遇改善 **30%**

法令で規定されている総授業時間数
(120時間以上)の短時間化 **20%**

大学へのアンケート
＜現在の履修証明制度において改善すべき点＞

②大学における開講状況

社会人に最もニーズがあると認められるのは、授業時
間が61～90時間の講座



社会人向けプログラムの定員充足率
＜文部科学省調べ＞

現在、大学で開講されている社会人向け講座の
多くは授業時間が120時間以下

主に社会人を対象として、職業に必要な能力の向上や
資格の習得を目的としたプログラムの提供状況

学び直しを目的とした公開講座数のうち

38%が50～120時間

専門教育訓練給付制度の対象となる正規課程や履修証
明プログラムを除けば **77%が120時間以下**

大学へのアンケート

120時間未満の短期プログラムの供給により、より幅広い社会人のニーズに応えることができる



大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを
「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として文部科学大臣が認定(平成30年4月現在222課程)

<目的> プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大
【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

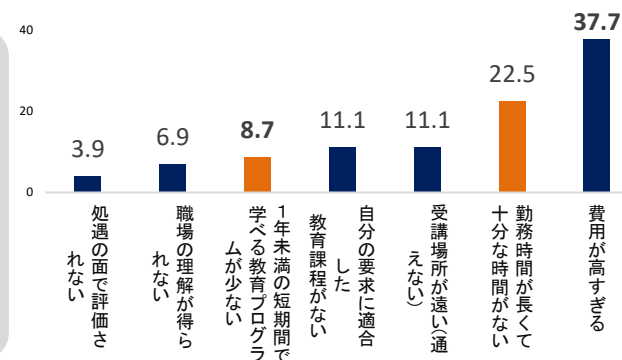
- ①実務家教員や実務家による授業 ②双方向若しくは多方向に行われる討論
(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③実地での体験活動 ④企業等と連携した授業
(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度(※)について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進



※主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの(履修証明プログラム)について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度

出典: 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
(平成27年度イノベーション・デザイン＆テクノロジー・リソース株式会社・文部科学省・先進的リカレント教育推進委託事業)

理学療法士臨床ブラッシュアップコース【76時間】

1 プログラム概要

- 生涯学習センターにおいて保健医療技術学部と連携開催する講座として平成18年度から開設。
- 1年コースA・1年コースB・ウィークエンドコースがあり、いずれも講義と実習を含み、1つのテーマについて深く理解し、臨床に繋げることを目的としている。
- 受講時間は、3コース合計で76時間。費用は11万円。定員は、それぞれのコースで26名としている。



臨床で使用するベッドを2名につき1台で使用して、実践的かつ手厚い学びを推進

2 企業連携の取組内容

- リハビリテーション医療の現場で必要とされる知識や技術を修得する。
- 総合病院の主任や、リハビリテーション病院の技師長など、経験豊かな実務家教員による授業を複数設け、実践的な技能も身につくプログラムとしている。

3 主な対象者

- リハビリテーション医療の現場で不可欠な専門知識や技術を必要としている現職理学療法士及び作業療法士。
- 上記の他、ライフイベント等により一旦離職したが復職を目指している方、リーダーとして現場を牽引する立場にある（なる）方など。

4 カリキュラム内容

- 上肢、体幹、頭頸部、顎、下肢などに関して、体の構造や運動機能の基礎知識と、それらを踏まえた最新かつ実践的なリハビリテーションの方法論や技術を修得する。
- 加えて、臨床の最新情報とより高度な専門知識や技術を有する実務家教員等によるプログラムを多数盛り込んでいる。
- また、臨床の場で活用できるように、講義と実習を組み合わせたプログラムとしている。

5 受講の効果・成果

- 最新の情報や高度な知識、技術を身に付けることができるプログラムとして評価が高い。同じ職場からの受講者も多い（病院施設等の卒後研修等としても利用されている）。
- 受講者同士、あるいは講師との情報交換やネットワーク形成により、他の地域における現状や動向等についての情報共有がなされ、修了者が職場に戻った際の職場全体の技術向上や業務改善等に役立っている。

「大学における60時間以上120時間未満の社会人等向けプログラム」の活用イメージ

「理学療法士臨床ブラッシュアップコース」では、経験豊かな実務家教員（総合病院の主任やリハビリテーション病院の技師長など）による授業により理学療法士としての実践的な技能を身に付けるとともに、現在のリハビリテーション医療の現場で必要とされる多岐にわたった知識や技術を習得する。

受講者像	理学療法士 Aさん
活用イメージ	最新情報とより高度な専門知識や技術を獲得し、実際に勤務している病院での臨床に繋げる。
企業・個人の課題	Aさんは、〇〇病院の外来リハビリテーション部門の理学療法士として勤務していた。整形外科医より、歩く時に膝関節痛が出現する患者さんの症状を緩和させて欲しいと運動器リハビリテーションの依頼を受けた。Aさんは早速、患者さんの膝関節周辺に対して運動療法を施行し、即時的に膝関節痛の症状を緩和させることはできたが、患者さんは症状の再発を繰り返していた。Aさんには、歩く時の膝関節痛の原因となる不適切な姿勢・動作を十分評価（観察）することができない課題があった。
講座で得たこと	Aさんは、臨床ブラッシュアップ講座の1年コースを受講した。受講したことで、体系的に姿勢・動作分析の知識を得ることができ、患者さんに提供する運動療法の技術を向上させて症状を改善させることができるようになった。
講座の成果	Aさんは理学療法士としての運動療法の技術をさらに自分自身で向上させることができるようになり、〇〇病院のリハビリテーションの教育部門のリーダーを任されることになった。また書籍の分担執筆（新ブラッシュアップ理学療法、ヒューマンプレス）の一人として任された。書籍の執筆がきっかけとなり、他病院からも運動療法の技術の教育をして欲しいと依頼を受け、研修会の講師を任されることが多くなり、理学療法士として社会での活躍の幅を拡げる成果をあげている。

指定基準の見直しについて

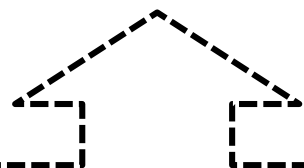
一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の指定基準の考え方（案）

現行一般教育訓練給付における指定基準

目標資格の受験率：50%以上
合格率：全国平均の80%以上

※ただし、学位等の取得を訓練目標とするもの、博士課程、養成課程はこの限りでない。

※一般教育訓練給付における「受験率」は修了者に占める受験率。



一般教育訓練給付の拡充の検討対象となる講座の指定基準に係る論点（案）

- ✓ 多様な講座に共通的に適用可能な、客観性を備えた講座の評価指標としては、就職・在職率、目標資格の受験・合格率（資格に紐付いた講座に限る）に概ね限定されるのではないか。
- ✓ 評価の水準については、高率給付の対象として、現行専門実践教育訓練給付の講座要件を参照し検討・設定することが適当ではないか。
- ✓ 受験率・合格率の具体の算定方法等については、一般教育訓練給付の指定講座の実態も踏まえたものとする必要があるのではないか。

専門実践教育訓練給付における指定基準

1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

2 専門学校の職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）

就職・在職率：80%以上

3 専門職大学院

就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）

定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

4 大学等における職業実践力育成プログラム

就職・在職率：80%以上

（+大学院における正規課程にあつては、定員充足率：60%以上）

5 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

6 第四次産業革命スキル習得講座

就職・在職率：80%以上

7 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

就職・在職率：80%以上 定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び分野別評価）において適合相当

※下線は平成31
年4月から適用
（予定）

※専門実践教育訓練給付における「受験率」は入講者に占める受験率、「就職・在職率」は入講者に占める就職・在職率。

課程類型ごとの専門実践教育訓練指定状況

※当該課程類型に該当する講座の数に占める指定講座数は、指定を受けていない理由は様々であるものの、指定基準でどの程度絞り込まれているかを推認するための参考。

	当該課程類型に 該当する講座の数	30.4.1時点の指定 講座数	指定を受けていない理由 (教育訓練機関からの要望等)
① 業務独占・名称独占資格 の養成課程	—	1,180	○ 修了者の資格合格率が全国平均以下である ○ 資格を取得するために必要な最短の課程でない（例：4年制大学の保育士養成課程） ○ 最短の課程であるが、4年間の通学を要する（例：定時制の看護師養成3年課程、管理栄養士の養成課程） ○ 就職・在職率が80%以下である（※長期履修者や大学等への進学者等の存在など、訓練の質とは異なる理由により要件を満たすことが困難な場合も存在）
(例) 看護師養成課程	1,090 (平成29年4月時点)	233	
介護福祉士養成課程	406 (平成29年4月時点)	121	
保育士養成課程	669 (平成29年4月時点)	73	
② 職業実践専門課程	2,885 (平成30年2月時点)	742 (※※)	
③ 専門職学位課程	173専攻 (講座数不明) (平成29年4月時点)	63専攻 (77講座)	○ 3年制・4年制の課程である ○ 就職・在職率が80%以下である（※につき同上） ※※第1類型として指定を受けている講座が、一定数存在する。
④ 職業実践力育成 プログラム	222 (平成30年4月時点)	94	○ 司法試験合格率・定員充足率要件を満たしていない（法科大学院） ○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提となる過去実績がない
⑤ 高度IT資格の取得を目標 とする課程	正確な把握は困難	12	○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提となる過去実績がない ○ 就職・在職率が80%以下である（※につき同上）
⑥ 第四次産業革命スキル習 得講座	正確な把握は困難	16	○ ITSSレベル4相当の資格を目標とする課程に係る指定要件緩和（H29.10指定より適用）を受けた申請準備途上である ○ 経済産業省が制度創設（H29.7）をしてから間もなく、申請準備途上である（H30.4指定より適用）